# 第４０５回南国市議会定例会会議録

第２日　　平成30年12月11日　　火曜日

**出席議員**

| | |
|---|---|
| １番　神　崎　隆　代 | ２番　植　田　　豊 |
| ３番　浜　田　憲　雄 | ４番　山　中　良　成 |
| ５番　岩　松　永　治 | ６番　西　川　　潔 |
| ７番　土　居　恒　夫 | ８番　高　木　正　平 |
| ９番　有　沢　芳　郎 | １０番　中　山　研　心 |
| １１番　前　田　学　浩 | １３番　岡　崎　純　男 |
| １４番　小笠原　治　幸 | １５番　野　村　新　作 |
| １６番　浜　田　和　子 | １７番　浜　田　　勉 |
| １８番　土　居　篤　男 | １９番　福　田　佐和子 |
| ２０番　西　岡　照　夫 | ２１番　今　西　忠　良 |

―――――――――――――＊―――――――――――――

**欠席議員**

１２番　村　田　敦　子

―――――――――――――＊―――――――――――――

**出席要求による出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 平山耕三 | 副市長 | 村田　功 |
| 参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 西山明彦 | 参事兼財政課長 | 渡部　靖 |
| 参事兼企画課長 | 松木和哉 | 情報政策課長 | 原　康司 |
| 危機管理課長 | 山田恭輔 | 税務課長 | 高野正和 |
| 市民課長 | 崎山雅子 | 子育て支援課長 | 田内理香 |
| 長寿支援課長 | 島本佳枝 | 保健福祉センター所長 | 髙橋元和 |
| 環境課長 | 谷合成章 | 農林水産課長 | 古田修章 |
| 商工観光課長 | 長野洋高 | 建設課長 | 西川博由 |
| 地籍調査課長 | 横山聖二 | 都市整備課長 | 若枝　実 |
| 上下水道局長 | 橋詰徳幸 | 会計管理者兼参事兼会計課長 | 橋田裕子 |
| 福祉事務所長 | 岩原富美 | 教育長 | 大野吉彦 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 教育次長兼学校教育課長 | 伊藤和幸 | 生涯学習課長 | 中村俊一 |
| 監査委員事務局長 | 細川千秋 | 農業委員会事務局長 | 土橋　愛 |
| 消防長 | 小松和英 | | |

―――――――――――――*―――――――――――――

**議会事務局職員出席者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 秋田節夫 | 次長 | 公文知子 |
| 書記 | 門脇智哉 | | |

―――――――――――――*―――――――――――――

**議事日程**

平成30年12月11日　火曜日　午前10時開議

第１　一般質問

―――――――――――――*―――――――――――――

**本日の会議に付した事件**

日程第１　一般質問

―――――――――――――*―――――――――――――

午前10時　開議

**○議長（岡崎純男）**　これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――*―――――――――――――

**一般質問**

**○議長（岡崎純男）**　日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。８番高木正平議員。

〔８番　高木正平議員発言席〕

**○８番（高木正平）**　おはようございます。

本議会に先立ちまして、告示の後、月曜日に通告ということで、一般質問を通告する受け付けの開始がありますけれども、今議会初めてその通告のときにどなたも先輩、同僚の議員の方々がお見えにならず、くじを引くことなくトップバッターということで、今回初めてでしたけれども、早速ただいまより質問をさせていただきたいと思います。

桃栗三年柿八年、リズム感のある言葉でございますけれども、文字に頼らない時代、大切なことをことわざで心地よく覚える。口づてに伝承されたこの言葉ですけれども、何事にも御造

詣が深い市長、この言葉御存じでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　桃栗三年柿八年というのは昔からよく耳にしている言葉でございまして、やはり果樹を植えると桃栗は３年かかると、柿は８年かかるということで、実がなるまでにそれ相応の年月がかかるということでございます。ですので、それが転じて、何事も成就するまでにはそれ相応の年月がかかるということでございまして、やはり時間がかかるということを人に伝えるためのことわざであるという認識でございます。

**○８番（高木正平）**　さすが平山市長でございます。大変詳しく、よく御存じで、なるほどこのことわざの意味をお知りになっておられるということを、今もってさすがというふうに敬意を申し上げたいと思いますが、この後はユズは９年でとか、梅は酸いとて13年とかというふうにつながるようでございますけれども、４行立てで大事な大事な原則を教えるこの言葉、ことわざはとうとい人生の教訓であり、その教えを実生活に生かす、心がけたいものだと思うところでございます。

その心がけたい、心がけねばならない大湊保育所、大湊小学校の津波対策につきまして、質問をさせていただきます。

平成28年10月22日、当日はあいにくの小雨でございましたが、南国市いのちを守る植樹祭というのが行われました。南国市の主催で、危機管理課から開催の文書をいただき参加をさせていただきました。大湊小学校の全ての児童が参加され、大湊保育所の園児の皆さんも保護者の方と一緒に参加をされており、さらに大勢の地域の方も参加をされましての、子供と地域と暮らしを守る森をつくりますという趣旨の植樹祭でございました。共催されました公益財団法人のプロジェクト事業であり、成功裏に行われたものと思うところでございますが、この植樹祭の意義をどのように捉え、今日に生かすことができているのか、危機管理課長にお尋ねいたします。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　この植樹には２つの目的がございます。

１つ目は、東日本大震災などの大規模震災の際に、鎮守の森などの樹木が津波の被害を軽減するなど、防災林としての役割を果たしたことから、植樹地周辺の減災効果を期待するものです。

２つ目は、未来を担う子供たちと地域の方々が力を合わせて植樹することにより、防災・減災の意識向上や、防災にとって一番大切なコミュニティーの力を育むことにつながっていくこ

とです。28年度に実施した植樹祭は、この目的を達成する第一歩になったと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　今、課長のお答えをお聞きし、まさに鎮守の森というのは東日本の被災地でも押し寄せる波を食いとめたり、あるいは津波の威力を弱めたりということで、防災・減災の第一歩ということをお答えいただきました。まさにそのとおりだと思いますけれども。この植樹祭そのものは、翌日の高知新聞で見てみますと、高く成長する木や低いままの木など28種類、320本が植えられたと報道されておりました。相当の本数ではございますが、植えられた苗木は保育所も小学校もわずかな幅で、三、四メーターあるいは５メーターぐらいの畝の長さでしょうか。津波の威力を弱められる森となるには、事業の趣旨を引き継ぎ、毎年の植樹がとりわけ重要だと思います。教訓から得た、今課長がお答えになられた減災対策、今後、どのように取り組まれるのか、引き続き課長にお伺いいたします。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　災害が多い日本の中で、代々引き継がれてきた鎮守の森などの自然環境が地域を守ることにつながったことは、本市の地域防災を考える上で大切な示唆を与えてくれていると考えております。

植樹した木々は、現在大きいもので1.5メートルくらいの高さまで成長しており、今後ますます大きくなることで防災林としての効果が期待できます。また、植樹をいたしました子供たちも、自分の植えた木の成長を毎日眺めることで、防災力の向上に一役買ってくれていると感じております。

今後の取り組みといたしましては、他の浸水想定区域にも植樹を広げ、例えば津波避難タワーの防災広場など、植樹が可能で効果の見込める場所があるかどうかの検討をしてまいります。また、既に植樹をしている木々の成長とあわせて、この植樹祭開催の思いをつないでいけるような防災学習なども実施したいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　まさにその思いをつなげていただきたいというのが、私が今この質問を進めながら感じ思うところでございますけれども。姉妹都市の岩沼市は、千年希望の丘という人口の丘をつくりまして植栽を続けております。まさに、今課長がおっしゃられた岩沼市民の皆様方もその周辺の人々も、その丘、その木々の成長を見るにつけ、災害への思いを新たに、また教訓としての思いを持ち続けているというのが、今、岩沼市の進捗と合わせての状況じゃ

ないかと思いますけれども。大きな犠牲の中から再び起きることがないよう、祈願されてのこの植栽、危機管理課長はこの岩沼市の状況をごらんになったことありますか。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　千年希望の丘は、写真やパンフレットで拝見しただけで実際に見たことはございません。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　大湊保育所あるいは大湊小学校、防災、防潮林としての植栽のことを、今、危機管理課長に地元のせつない思いとして申し上げているときに、この岩沼市の千年希望の丘の状況、まさにこれは危機管理課長こそ実際現地に出向き、踏査をしていただきたい。その経験を、私たち津波浸水予測地といわれる地域への防潮林としての整備を進捗するための一つのきっかけになっていただきたいと思うところでございますけれども。危機管理課長のみならず、危機管理課の職員の皆様方が現地の踏査をしていただくことで、取り組みました鎮守の森づくりの事業への継続、推進につながると思いますが、被災地の教訓を生かすこの危機管理課の方々の現地踏査について、副市長にお伺いしてみたいですけれども、いかがでしょうか。この実際現地踏査ということの実現、このあたりの可能性というか実現に向けての対応策につきまして。

**○議長（岡崎純男）**　副市長。

**○副市長（村田　功）**　東日本大震災という未曽有の地震、津波被害を受けた姉妹都市の復興の状況や、次への備えとしての千年希望の丘、自分の目で見ることは本市の防災対策を考える上で貴重な経験になると思います。ぜひお願いしたいと思います。私自身、平成24年に最後に岩沼市を訪問して以来訪れておりません。ぜひ、近いうちに拝見させていただきたいと考えております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　御自身の目でごらんになる、現地の状況を見聞する、まさに現地を踏査することの重要性を副市長はおっしゃってくださいましたので、ぜひ副市長ともども、危機管理課長を初め、関係の方々に千年の森のその発端から現状まで十分にごらんになっていただき、そして地域に生かしていただくようなことを願いたいと思っております。

岩沼市は、あの貞山堀に沿って、森の防潮堤の整備が続けられておりますけれども、南は南相馬市から仙台市の若林区、さらに岩手県まで、それぞれの市町村の計画がございまして、それらがつながりますと300キロにもなるような防潮林が、太平洋沿岸にこれからの減災という

形で完成するというふうなことでの取り組みが進んでおります。ぜひ現地での踏査で、予算や規模や推進策など探っていただきたいと思います。わずかな予算措置と思いますので、財政課長にもこのあたりをお聞きして、実現への方向をお聞きしてみたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　財政課長。

**○参事兼財政課長（渡部　靖）**　高木議員の御質問は、今回の調査そういったものを情報収集をどのように行っていくか、また実際確認することが必要であるというようなことについての予算措置ということになろうかと思いますけれども。防災・減災のために必要なものにつきましては、これまでも予算化してきておりましたし、今後も計画的、継続的に予算措置を行っていきますので、担当課である危機管理課と協議しながら予算計上等に努めていきたいと考えております。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　いわゆる防災・減災のためのハードも含めた整備ということにつきましての予算措置につきましては、これまでのお取り組みもあり、実績のとおりでございますけれども。今回は現地踏査ということでの見聞、現地の状況を見るということで、まさに財政課長、マルコポーロの東方見聞録でございますので、被災地の状況をつぶさにする機会としての財政措置、よろしくお願いしたいと思います。

森の防潮堤づくりにつきましてのこの事業費の見込みのことですけれども、財源につきましての補助的な制度、あるいは単独のみでしかないのかどうなのか、このあたりの英知につきまして、推進していくためのハードの整備につきまして、どのような可能性があるのか。もし、既に調査などでつかんでおるとするならば、そのあたりを財政課長にお聞きしてみたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　財政課長。

**○参事兼財政課長（渡部　靖）**　森の防潮堤ということで、本体といいますか、仙台湾から山元町へ至る区間につきましては、国土交通省の直轄施工区間であり、高潮対策のため復旧工事が行われております。コンクリート製防潮堤の陸側に盛り土を行い、そこに自然植生による森づくりが行われております。そのような大規模なものではないと思います、千年希望の丘というような形で岩沼市が独自に行われているように、そのような具体的な取り組みになろうかと思いますけれども、それにつきましての財源というのは、ハード面での植栽等についての補助制度というのは、なかなか見当たらないというのが現状であります。

岩沼市の取り組みにおきましては、一般財団法人森の防潮堤協会なども参加され、苗木づく

り等、全て寄附によって活動されているようでございます。そうした団体に向けましては、復興庁が計上しております予算の中に、林野庁分にはなりますけれども、地域住民の参加や民間団体の協力を具体的な形にしていく取り組みを支援するため、海岸防災林再生等復興支援事業というものはございます。行政が主体的に行う取り組みにつきましては、残念ながら補助制度は現状では確認できておりません。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　行政が主体的に行う事業につきましての財源措置は見当たらないということで、いわゆる団体からの寄附事業というふうなことであればということですけども。そのあたりもぜひ実現をしていただきたいという思いの中で、平成28年にまさにそのきっかけをつくった植樹祭のこの事実をつなげていただくためにも、そのような団体からの援助、支援がいただけて、進展できるようなことでの取り組みを、危機管理課長にぜひ図っていただきたい、進めていただきたいと思うとこですけども、いかがでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　財源につきましては、先ほど財政課長が御答弁いたしましたように、補助制度がないために、前回の植樹祭でも共催として御協力いただきました公益財団法人鎮守の森プロジェクトなどに連携していただけるように働きかけてまいります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　植樹祭の折でございましたけれども、６年生の女子が、この木を津波にも負けないよう立派に育てたいというふうに話されておりました。先般、岩沼市の方々との交流も何度かありましたけれども、伊藤次長も岩沼の教育関係者の方々と直接お目にかかったような機会も、次長として現職に配属されて以来、幾らかあったかと思いますけれども。学校を含め、児童生徒のこの避難訓練を重視した子供たちの防災への取り組みと合わせて、この６年生の女の子が植樹をしながら実際素直に思ったこの言葉を聞きながら、これから子供たちに対するその防災の実践策、どのような構成あるいはまた計画で推進していこうというふうに取り組みをお考えになっているのか、防災に対する教育次長のお考えをお伺いできたらと思います。

**○議長（岡崎純男）**　教育次長。

**○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸）**　高木議員の御質問にお答えいたします。

防災・減災の取り組みにつきましては、岩沼市の実践をしっかりと受け継ぎ、継承さしていただきまして、南国市内児童生徒並びに教職員が一丸となって取り組むように、また保護者、

地域の皆様にも御協力いただきながら、地域防災の方々とも御協力いただき、しっかり推進してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　南国市は、東日本大震災のあの甚大な被害の後、即、避難タワー14基というものの整備が県下でいち早く完了しておりますけれども、私はこの津波浸水予測地の防災対策は、この避難タワーあるいはこれから取り組まれる丘の造営といいますか、命山づくり、これらも含めて、この防潮林というふうなことも防災対策を本市のステータスとして政策で取り組むべきではないかというふうに思っております。今、事業の構想あるいは企画などを捉えた上での実際、実施して整備を進めていくための方法というものも幾つか探っていただけるというふうなことをお伺いいたしましたけれども、これからも防災対策は南国市政のステータスであるというふうな姿勢でお臨みいただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　もちろんその防災対策は、これから地域も一体となって全体的に進めていかなければならない施策でございますので、今後もどういった施策が有効であるか、未来を担う子供たちと一緒に、今後地域の防災をどう推進していくかということは考えていきたいと思います。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　大湊保育所で植えた当時の園児、１本１本それこそ思いを込めて植えられた苗木は、先ほど危機管理課長が1.5メーターというふうに言われましたけれども、私の背丈を超えている木もあります。園庭に育つ常緑広葉樹の森は、子供たちが人心一和とでも申しますか、防災という志を高く掲げ、その森もまた子供たちを見守り続ける、そのように期待をするところでございます。

最初に桃栗三年柿八年と申し上げましたが、市長のこれに対するお話をお聞きした、お伺いしたとおり、まさにこれらの山の幸であります味覚を家の周りに移植して育てる、家の周りを森で囲う、このことの意味は食の確保とともに備えをしておくことで栄えるようにという教えでもございます。大湊保育所で過ごし、大湊小学校で育まれる子供たちを見守り、地域を守ってくれる森の防潮堤づくり、この取り組みを願わざるを得ません。再度、市長に御所見をお伺いしてみたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　今後どのような取り組みができるか、森の防潮堤にしても、どのような

具体的な施策ができるか今後検討していかねばならないと思っているところでございますが、その28年度に行われました鎮守の森プロジェクト、それを参考に今後また進めていきたいと思います。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　ありがとうございました。

この鎮守の森づくりを共催いたしましたその折に、防災・減災に関する協定も結ばれております。このことは先ほど危機管理課長が触れていただきましたけども、先日も岩沼市の社会福祉協議会との災害応援協定が結ばれたということを承知をいたしておりますが、災害に係る協定でございますが、これまでどのような支援や援助の協定が締結されているのか、危機管理課長にお伺いいたします。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　現在締結しております協定といたしましては、物資供給に関する協定が19協定、19社。搬送に関する協定が11協定、6社。応急、復旧に関する協定が38協定、38社。避難に関する協定が47協定、92社。その他の協定が19協定、20社。合計134協定、175社となっております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　随分多くの協定がこれまでに締結されておりますし、宮城岩沼市の災害支援の協定も含めますと、これをまだ協定そのものは数としては非常に安心できるというか、がっちりしたものが既に整われているようにお聞きいたしますけれども。協定というのは条約の一種でもあるわけですので、効力ももちろん変わらないはずでございますけれども、協定が結ばれました後、この134協定、何社、何団体かちょっと書きそびれましたけれども、その先方との機関・団体との、その後の交信というのはどのような状態で、締結の後の確信をどのように行われているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　毎年、年度初め当初に、各協定において双方の連絡責任者届けの確認の交換を行っております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　毎年度当初に双方と確認をされているということで、それこそ134協定が締結時の双方の熱い思いをいまだに維持、持続できるということを確信いたしますが、まさにこの締結されました相手も年数がたちますと、人、物ともかわりもするものですし、市のほ

うも後任の後任となりますと、果たして実効性が存続しているものなのだろうかと不安に思うこともあるというふうな気がいたしますけれども。どうやらその心配はないようで、134協定が、いざその折には、すぐさま災害現場における住民の方々へのさまざまなその援助としての開始が取り組まれているということで安心をするところです。ただ、この134協定の協定内容も、隣接の市との協定も当然あり得るわけでして、同じ団体、機関が隣接の自治体と同じような協定を仮に締結していたとするならば、そのあたりの稼働の開始、あるいはおかしいですけど順というか、先にどのような手はずを整えているのか、そのあたりはどのような状況でしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　協定の締結時には、協定先から示された所有物の情報に基づいて締結を行っております。その後に同様な協定が他市町村で締結されますと、配備や配置数が変わってまいりますので、現在のところその辺の確認ができておりません。今後はそのような確認も行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　134協定が対南国市に対しては、いち早くその対応をしていただけるということは、協定の中でその内容が確約されておるわけですけれども、今申し上げましたように、隣接も同じ条件で、高知県内の太平洋沿岸は同じ状況に陥ったときに、果たしてそれがどうなるかということは、今後の一つのその年度当初の確信の中でもそのあたりは、これから一つの課題ということで、取り組みを進めていただきたいなという思いがいたします。

　この災害協定に関しましては、今危機管理課長からお聞きしたとおりですけれども、全て協定の窓口というのは危機管理課一本でしょうか。それともいろんな市の所掌業務の中で、それぞれの課で独自にというか協定をされた課がございましたら御紹介していただきたいと、お答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　副市長。

**○副市長（村田　功）**　災害協定の窓口は危機管理だけではございませんで、上下水道局や消防本部など、各所掌事務により協定を結んでおります。また、危機管理課が窓口として締結した各協定につきましても、締結後は所掌事務区分によって担当窓口の割り振りを行っております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　危機管理課が直接窓口になることのみならず、上下水道局、消防本部な

どもというふうなことで、締結後は所掌業務の内容に応じて各課で維持管理をされているということですけれども、今危機管理課長が言われた年度当初の確認というか、先方との条約内容の確認というのは、それぞれの課で振り分けて行われているということになるわけですよね。で、その随分134協定もある協定は、果たしてその所掌業務として担う課のみならず、今ここに同席の執行部の方々全員そのことはどのような、まあ全員というか全てを御存じなということはなかなかないかもわかりませんけれども、例えば災害対策本部の中の災害時の業務配置とかいうふうなことがあると思いますけれども、それにかかわる管理職の皆様は、どのような災害協定を結ばれているということは御存じですよね。このあたりはどうでしょう。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　先ほど議員さんがおっしゃられましたとおり、協定結びました後は、各所掌事務によって振り分けをいたしますので、各所掌事務の所属長さんは、自分の区分の協定については御理解をいただいているというように考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　ということは、締結をしたとして、その後の今課長が言われた年度当初の確認というのも、各課の所掌業務に応じて各課で先方との確認がされているということになるわけですか。というふうになるということですね。そうなると各管理職の皆様方は災害対策本部のその業務の振り分けに応じて、協定内容を熟知されているということになるわけですね。じゃ、例えば、非常に幅広い業務をお持ちの総務課長は、どのような災害協定の契約とあるいは協定内容を御承知でございましょう。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　総務課のほうでは、先ほどもありました運搬とか、それから輸送とか、そういった人の輸送ですね、とかいう部分を担っておりますけれども、はい。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　今、危機管理課長からお答えいただきました年度当初の実効性の確認というのも、今言われた輸送とか、総務課のほうで掌握する協定につきましての年度当初の確認も行っているということになるわけです。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　ありましたけれども、その連絡をとる窓口ですね、相手との、その確認は行っております。中身まではなかなか、実際には行わ

れてないという現状はございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　ぜひ、平常時というか通常時に交わされたその協定、この効力が十分に非常時に即座に生かされますことが何よりでございますので、危機管理課あるいは関係各課で結ばれた協定を実際実効性のあるものとして、各課でそのあたりの掌握を今後ともお願いしたいと思うところですけれども。このアフターも含めて今の状況をお聞きになって、非常時の即座の対応、市長のほうからの御見解、いかがでございましょう。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　その災害協定につきましては、やはり134協定、175社ということで、数多くの企業や団体の方々に御協力をいただいているところでありますので、各課は年度当初に確認をしているということでございまして、それにつきましては今後も実効性のあるように、その内容も含めまして、毎年毎年その確認をするということも必要ですし、またこういう協定がなされているということを市民の皆様にも知っていただくということも必要ではないかと思うところでございます。何分、災害が発生したときに、実効性のあることにするようにしていかないといけないということでございまして、そちらの取り組みということをまた再度、職員に確認もしたいと思うところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　市長のほうからも、やはりそうあるべきでというふうに今お話をお伺いいたしまして、大変安心もいたしますし、やはり締結後のこの先いずれ起こるであろうという南海トラフ大地震に対する備えを実効性のあるものとして、毎年度そのあたりの点検、確証をしていただきたいと思うとこです。市長の先ほどお答えの中にありました、市民の皆様にもそのことを見知っていただきたいということですけども、分類などをして、広報などで御紹介するということにつきましては、危機管理課長どのようにお考えになっておりますでしょう。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

**○危機管理課長（山田恭輔）**　締結をいたしました協定につきましては、各地域で開催されます防災学習や、締結式が実施された場合は、市広報などで周知を行っておりますけれども、その後の情報提供ができておりませんので、ホームページや定期的に広報などに掲載するなど、周知に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　ぜひ、必要な企画だと思いますので、そのあたりを周知できるようなお

取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、福島県浪江町への視察研修の報告やら、復興支援につきまして申し上げたいと思います。

先月、11月13日に岡崎議長を初め、岩松議員、浜田憲雄議員、植田議員、そして私の５名で、福島県浪江町にお伺いをさせていただきました。視察の目的は、原発被害の現状と復興支援についてでございました。御承知のとおり、浪江町も太平洋に面しており、東日本大震災が襲い、震度６強という強烈な揺れと15メートルを超える大津波が襲ったようでございます。この津波による甚大な被害に追い打ちをかけるように大きな爆発があり、東京電力福島第一原子力発電所の事故で全ての住民は避難を余儀なくされ、全員ふるさとから遠ざけられておりました。メディアの情報などで多少は知ってはおりましたが、放射線という悪魔にさいなまれる原発被災地の状況は、やはりつらく険しいもので、今もってそうなんだということを実感いたしました。

平成29年３月31日に空間放射線量の低い地域について、やっと避難指示が解除され、ふるさと浪江に戻ってこられたようでございますが、２万1,000人強であった浪江町の人口は、私たちがお伺いしたときの説明では840人、新たに開園、開校した児童の施設での入所児童数は13名、小中学校の連携校として開校した学校の児童生徒は10人と伺いました。浪江の子供たちを支える支援はないものなのかということを考えさせられました。

復興への希望や夢を運ぶエネルギーに、そのような支援をと思ったところでございますが、この提起、本市に迎え交流のひととき、その機会は実現できないものか、伊藤次長にお伺いしてみたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　教育次長。

**○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸）**　高木議員のお話にありました福島県浪江町につきましては、第２次復興計画に基づきまして、町民を挙げて力強く復興への取り組みがなされているとお聞きをしているところでございます。現在のところ、本市では新たな交流の構想とか計画はございませんが、平成９年度から高木議員さんも御承知のとおり、奈路小学校と千歳市立支笏湖小学校との交流、そして平成25年度から行っております岩沼市との小中学校交流事業は成果を持って歴史を刻んでまいりました。この２つの事業は、目的や形は違いますけれども、子供たちの豊かな心を育み、自己実現に向けました心身ともに成長させる交流の宝であるというふうに認識をしているところでございまして、そうした２つの交流事業を今後も継続、発展させてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　まさに、次長からは歴史を刻んで交流の宝を継続してきたというふうに今お聞きいたしました。まさにそのとおりだと思います。大野教育長もこの交流という機会を大変大切にされておられまして、成果を探った計画は実に綿密で、丁寧にこれまで積極的にお取り組みをされてこられておりますし、今伊藤次長がお答えされたとおり、まさに交流の宝が続けられております。先日も支笏湖から小学生がお見えになったということも報道で知っておりますけれども、これらの実績を生かされまして、新たな交流の大扉を開いていただきたいなというふうなことですけれども、構想や計画など、その実現性につきまして教育長にお伺いしてみたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　教育長。

**○教育長（大野吉彦）**　先ほど次長が申し上げましたとおり、奈路小学校と支笏湖小学校の交流、児童の成長、そして何よりも姉妹都市岩沼市との交流で、本市の小学生・中学生の、また教職員等の防災・減災に対する思いというものはすごい充実してきておりますし、成果は顕著にあらわれておるところでございまして、先ほど高木議員さんがおっしゃられました、浪江町の子供たちのために、さらには浪江町の復興への一助になるような、そうしたお話、手だてを見つけることができましたら検討してまいりたい、そんなふうに思います。どうぞよろしくお願いします。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　ぜひ、教育長に浪江町の子供たち、ひとときであっても、この土佐の高知へというふうな思いを抱きますけれども。私たちがお伺いしたとき、先方の町議会議員の方から御説明をいただきました。全住民避難の中、子供たちを募って、その年に高知のよさこい祭りに参加をしたというふうな、大変思い出の大きい、深いそのひとときが子供たちの励みになって、そしてまた避難をするそれぞれの住居に散らばって今は生活しているというお話もお伺いいたしました。

私は、この今まで教育長あるいは伊藤次長が引き継いだ交流や交換の成果というものを充実していただくためにも、ひとときであっても浪江の子供たちをお迎えすることができないかなということを、教育長に申し送りの伊藤次長に沙汰をしていただきたい。公でいう指図をしていただきたいという意味でございますけれども。復興への希望や夢が運ばれるひととき、そうあってほしいと思いますけども、ぜひ沙汰として伊藤次長受けとめていただけますでしょうか、いかがでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　教育次長。

**○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸）**　先ほど教育長が答弁申し上げましたように、現在取り組んでおりますこの２つの大きな交流事業、宝を教育長の思いも受けまして継続、発展させてまいりたいというふうに考えておりますし、先ほど来、浪江町の児童生徒との交流これにつきましても、先ほど教育長が申し上げましたように、復興の一助そして子供たちのためにということでございましたら、積極的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　ありがとうございました。

積極的に御検討をいただきまして、ひとときのその時間が実現することを願っております。

大野教育長との忘れ得ぬことを少し述べさせていただきたいと思います。

私が初めて大野教育長と御一緒いたしましたのは、平成元年８月24日、つまり30年前で、南国市制施行30周年記念事業として実施されました市民の翼という韓国への親善訪問のときでございました。結構忙しい業務で、大韓航空のチャーターとか、神戸の韓国総領事館に出向いての日程を詰めながら、総勢155名の参加を得まして、市長を団長に市民の翼事業が実施されました。155名の参加者は、交流の目的ごとに５つの班で編制し、その１つが中学生のサッカー親善交流という、全ての中学校から選抜された中学生のサッカーチームで、各校より先生方がコーチとして御参加をいただきましたし、大野教育長にはその監督として参加をしていただきました。覚えていらっしゃいますか。

訪問３日目、安山市の中学生との交流試合がございまして、参加者全員で観戦をし、応援をし、試合の後、両市の交流レセプションというのがございました。両市のチームを代表して、大野監督が謝意あるいは試合の模様など総括してスピーチを申し上げる手はずでございましたけれども、私の不行き届きでドタキャンになりました。その場でおわびはいたしましたものの、監督に対しましてその不始末、忘れることができません。改めておわびを申し上げる次第でございます。

大野教育長は、体育系とそう思われている方も多くいらっしゃるとは思いますが、私は芸術、文化にも大変御造詣が深いと、そう存じ上げております。日本の歌曲で島崎藤村がつくった椰子の実という歌があります。はるかに波に乗って流れ着く椰子の実でございますが、少なからず黒潮の流れが文化の流れをつないでおります。この黒潮の流れにつなげて、ぜひ新たな交流の機会、浪江町の小中学校をお迎えする、そのことを改めてお願いもしながら、近々機会がございましたら、大野教育長がお歌いになる椰子の実を拝聴させていただきたいと思うところでございます。いろいろと思い出も多くありますけれども、きょうの質問の中で、これまでの思

い出に感謝をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、平成29年度の決算審査意見書から、特別会計の国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の不納欠損につきましてお聞きいたしますが、それぞれ時効といいますか、その消滅期限は何年でございましょう。

**○議長（岡崎純男）**　税務課長。

**○税務課長（高野正和）**　高木議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険税の消滅時効は５年で、介護保険料、後期高齢者医療保険料は２年です。滞納処分の執行停止を行った場合は基本的に３年で消滅となります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　これらの税、保険料の徴収につきましては、平成28年度に続き高い徴収率となっていること、決算審査意見書に記述をされておりますが、職員の皆様の御努力と言いますか、職責を果たす姿勢と申しますか、その取り組みに敬服するところでございます。

その国保税の収入状況につきましてでございますが、27年度から比較をしてみますと、現年の収入未済額が減少し、収入率が当然向上している結果です。そのことは滞納分の状況も同じで、収入未済額の減少、収入率の向上と、現年に相まっているところですが、先ほど時効や執行停止などと伺いました、いわゆるその不納欠損処分ということが貴重な税収入が立ち消えとなりますが、この処分について、不納欠損として処理されたそれぞれの世帯の状況というのはどのような状況なのか、ちょっと気になるところでございますが、実情などつかんでいればお教えいただきたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　税務課長。

**○税務課長（高野正和）**　全ての滞納者について財産調査を行っておりまして、財産があれば差し押さえによって徴収となるわけでございますが、不納欠損につきましては、調査の結果、差し押さえ可能な財産がない世帯でございますので、生活困窮の世帯が主で、ほかに行方不明や死亡等となります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　まさに、生活に困窮されているような状況も思い浮かびますけれども、29年度の不納欠損額は972万7,000円ですが、この額にいろいろ含まれるというか包含されている世帯というのは、実際困窮者という先ほどの御答弁、その状況の方々、何名ぐらいの方々がこの欠損額の中に含まれた世帯ということになりますか。

**○議長（岡崎純男）**　税務課長。

**○税務課長（高野正和）**　世帯数の把握ということになりますが、世帯数でいいますと109世帯でございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　やはり、その世帯の方々が生活の再建につながるような、そのようなきっかけが持たれるような職員の皆様方のアドバイスというふうなことも大変重要になってくると思いますが、生活の状況あるいは個々の状態など、さまざまであることは察します。掌握して処理に至るまで、ぜひこれまでのお取り組みをより一層心がけていただきまして、生活の再建につながるようなアドバイスなども含めてお取り組みをいただきたいと思いますが。このようにのっぴきならず滞納になった方々が、もし受診の必要があったという場合には、どのような対処をされているのか、そのあたりはいかがでしょう。

**○議長（岡崎純男）**　市民課長。

**○市民課長（崎山雅子）**　国保税の滞納理由はそれぞれの世帯によって異なりますので、滞納世帯には実情をお伺いするための通知をお送りし、納付相談の機会を設けています。国保税を納付していただく資力が本当にないと判断される場合は、それぞれの事情を考慮し、資格証ではなく短期証をお渡しするなど、病気になっても医療を受けることができないという事態にならないような対応を心がけております。また、急に病院を受診しなければならなくなった方については、市役所に御相談いただければ短期証を交付しておりますので、お困りになったときはまず窓口で御相談をいただくということをお願いしたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　今、課長から説明を伺いまして、窓口に御相談に来ていただきたいということは当然の第一歩だと、始まりだと思いますけれども、なかなか市役所には、あるいはましてや病気ということで受診の必要が生じたという状況の中での来庁というのも困難もあるかと思いますけども。そのあたり何か民生委員さんの手だてとかいうことも含めて、とっさのこの身体の異変の状況を克服するために、たとえ滞納であったとしても、そのあたりの受診がスムーズにいくような、何か工夫というか心がけていただけるような取り組みはいかがでしょうか、課長。

**○議長（岡崎純男）**　市民課長。

**○市民課長（崎山雅子）**　窓口において、そのような状況の方がおられると把握しました場合は、それなりの手だても打てようかと思いますけれども、民生委員さんなどを通じて、まずは窓口でそういった状況の方がおられるということを把握するのが第一でございますので、その

ようなことも心がけていきたいと思いますし。まず生活困窮ということを把握をいたしましたときには、あんしん生活サポートセンターも御紹介するようにしておりますので、そのようなところで市役所に対しても、何かつなぎをしていただけたら、何かの手だてを打てようかと思います。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　課長の説明を伺いながら、とかく市役所は行きづらいとかいうふうなことを実際感じたり、あるいは聞いたりすることがあります。当然、どうしてもいかない所用があるときには市役所へ出向いてその処理をしていただく必要がありますけれども、いろんな方がお訪ねになったときに、それぞれのカウンターでそれぞれの職場で、その方に接する最初の言葉がけというか対応というか、そのあたりはやはりいま少しそれぞれの職場で振り返っていただくことが必要じゃないかなということを幾つか目にすることがございます。ぜひ、それぞれの課長の皆様方が、各職場のさまざまな事情で訪ねてこられる市民の方々に対する接客の方法というものは、いまいち見直していただくか振り返っていただきたいと思います。

具体的に言えば、挨拶がない、笑顔がない、声がけが少ない、そんな状況が最近市役所に蔓延しているのではないかなということを、単に私の今の思いですけれども、質問でも何でもありませんけれども。課長のお答えを聞きながら思うことは、なかなか市役所へ行く機会というのは、おっこうでもあります。わざわざ来てみてもそのような光景であれば、後しざりをしないとしようがないけど進めていくしかありませんので、ぜひこのあたりの市役所の職員の資質、姿勢、やっぱり朗らかに明るく、声がけから始まって、表情を崩して積極的にかかわっていただけるようなお話を、お訪ねになった用件をすぐさま引き出してあげてお答えできるような、そのような形を維持していただける市役所であってほしいなということを、課長の答弁を聞きまして思いましたので、一言述べさせていただきました。

次に、長寿支援課の業務でございます介護保険料、後期高齢者医療保険につきましても同様の質問でございますけれども、この保険料につきましても決算審査意見書には現年度分、滞納分ともにわずかではあるが収納率は前年度から上昇しているというふうな審査結果が評価されております。このことは今後への期待でもありますし、激励とも受けとめますが、やはり不納欠損として処理されていることにつきまして、どのような対象の方が、どのような状態ゆえに不納欠損に至ったのか、そのあたりの実情を把握しておれば、お教えいただきたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　長寿支援課長。

**○長寿支援課長（島本佳枝）**　平成29年度の介護保険料の不納欠損の件数は1,307件、実人数

は218人となっています。内訳としては、死亡によるもの103件、22人、生活保護開始によるもの95件、16人、生活困窮等による時効到来1,109件、180人となっています。現年度の未納をなくし、滞納繰り越しとならないように督促状の送付、年間２回の納付催告書の送付、随時の納付相談により生活状況の把握を行い、一括納付が困難な方には分納納付の相談等を行っています。相談記録等の滞納整理の整備を行っており、滞納者に対しては今後も適切な対応をしていきたいと考えております。なお、保険料の納付が困難な場合は納付相談に来ていただくようにしておりますが、みずから相談に来ることが困難な方、生活困窮者などは福祉事務所との一体的な対応や、社会福祉協議会との連携など、相談支援を行う必要があると思われる場合には、関係部署と連携して対応してまいります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　まさに、その該当する方にとりましては、さまざまな機関との連携ということでのお答えがありましたように、十分なその方の要望がかなえられるような仕組みは整っているようにお聞きもいたしますけども、先ほど申し上げましたように、根本は人でございますので、その市民に対して職員の方々がその職責をお伝えする折の伝え方という工夫ということも大変大事なことになってます。ましてや、滞納とか未納とかいう状態の中で出向く折の緊張というか、痛む思いの中でのことでございますので、ぜひそのあたりの取り扱いにつきましては、市民の方々のその実情をお酌み取りいただきました中での、その方々へのよりよい解決になるような心がけでお取り組みいただきたいと思うところですけれども。

この介護保険料につきましては、いわゆる普通徴収、特別徴収、当然、察するところやっぱり普通徴収の方が未納というふうな取りこぼれになるというケースが多いと思いますけれども、なかなかこれまた金融機関に出向いて直接お支払いするというのも負担が伴うことでありますけれども。この年金から引けない方々についての有効な手だてというか、何か工夫などございましたら、やはりそれこそ収納率の上昇にもつながりますし、不納欠損ということの額にも減少という形で成果が出てまいりますけども。保険料をお支払いする立場の方が、うっかりして払い抜かっておったときに、金融機関に行くのみならず有効な手だて何か構想することが、計画することが、企画することがありましたら、お教えいただきたいと思います。取り組みの実現性も含めて。

**○議長（岡崎純男）**　長寿支援課長。

**○長寿支援課長（島本佳枝）**　65歳以上の方の介護保険料は市町村が徴収し、年金が年額18万円以上の場合は年金から天引きする特別徴収となりますが、65歳到達の初年度や、市外から転

入した年度などの保険料は納付書で納付していただく普通徴収となります。年金天引きの特別徴収に比べて未納となるケースが出てくることから、納め忘れのないように納入通知書に同封する文書での口座振替の推進や、窓口での手続の際などに説明し、収納していただくように努めております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　後期高齢者医療保険料もまさに同じようなことだと思いますけれども、税務課長にいたしましても、長寿支援課長にいたしましても、大変行政の事務能力の高い経験豊富な課長さんでございますので、それぞれの課の所掌業務につきましての取り組みは部下の指導も合わせて業務の遂行に当たっておられることに敬服するところですけども、何としましても第一義は現年度の徴収ということでございます。この徴収にそれぞれ税、保険料の徴収ともども心がけていただくことをお願いをいたしまして、最後に一つ。

2020年のオリンピックが終わりますと、もう駆け足に私自身も後期高齢者ということの門戸を開くことになります。この後期高齢者の保険料につきましては、長寿支援課のほうから文書でこれまでの国保料、あるいは扶養の家族から後期高齢者保険医療になりますよという御案内が来るということで、チラシを２通いただきましたけれども。そこへ後期高齢者が近づくよわいの方々は、この内容を見るとよく詳しく書いていただいておりますことが、詳しく書いているほど、よく理解できないか受けとめがたいところがあります。このあたりのぜひ、その未納を防ぐということにもつながりますし、うっかり金融機関に納めていただくことがないためにも、この移行期の案内文書につきましては、公文書的な文書ではなく、むしろイラストとかカラーとか色も使った、わかりやすい、何へん74の方々でございますので、皆様方でぜひ工夫して、副市長いかがでしょう、このチラシ。よく理解をできる、目につく、なるほどこのようにというふうな、チラシの工夫への取り組みを最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　副市長。

**○副市長（村田　功）**　高木議員がもう75歳のわけではないはずです。もうすぐ70ということで、私も60歳になって、文書がすごく公文書が読みにくい傾向になってまいりました。ぜひ、御高齢の皆様がわかりやすい文章で周知を行って、後期高齢者へのスムーズなステップアップにつながればと思っております。よろしくお願いします。

**○議長（岡崎純男）**　高木議員。

**○８番（高木正平）**　以上で今回通告いたしました質問をそれぞれの皆様方が丁寧にお答えいただきましたことで感謝を加えて終わりたいと思いますが、大野教育長には重ねて感謝の思い

を申し上げまして、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（岡崎純男）**　18番土居篤男議員。

〔18番　土居篤男議員発言席〕

**○１８番（土居篤男）**　通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

一問一答ではなくて総括質問で行います。

年の議論になりますと、私も非常に気になるわけでございまして、ああ家から道路がようなって葬祭場も近うなった、赤岡も近い、道路がようなったと、そんなことばっかり考えております。死亡広告見たら、一番先に年齢を見る。そんな年齢になりまして。逃れられない運命ですのでこれは、受け入れるほかありませんが。まあ一方で、いい薬も開発されて、100まで生きるぜよ言うたら誰かに怒られそうですので、そうは言いませんけれども。

なるだけ住みやすい南国市をつくるためということで、一般質問を通告をいたしました。

通告いたしました項目は７項目ですが、１つは小中学校でのいじめ問題。いじめ問題だけには絞っておりませんが、いろんな教員の指導の問題等も含めてでございます。２番目が防災体制について。３番目が交通行政、道路行政について。農免道路を見まして若干気がついたことを質問したいと思います。それから、日本時間の12月８日は対米開戦の日で、それ以来77年たっているという報道もありましたので、この点について市長の見解を問いたいと。５番目に保育料の無償化についてでございます。６番目にほ場整備、十市のほ場整備後の補修工事についてでございます。７番目に高齢者時代に入りまして、その備えは十分かどうかをお尋ねをいたします。

まず、１番目の小中学校でのいじめ問題についてでありますが、初めにも言いましたように、いじめと不登校問題、部活での体罰等の問題、いわゆる教える側の問題等についてお尋ねをするものでございます。

この問題、非常に最近特に新聞に出る機会が多くありまして、切り抜きをとりよりましたら整理がつかんばあ切り抜きができます。日にちも書いてなかったら、このコピーにいつのことかわからない。資料を集めたごし、少しこちらも混乱をするような状況でございますが。このいじめ問題では、10月27日の高知新聞では、2017年度に全国の学校が認知したいじめが過去最高を更新したと出ております。全国的な調査の結果だと思いますが。これはいじめ認知への教員の抵抗感がなくなったことと、子供自身にもいじめを見つけようという意識が浸透してきたとしております。しかし、子供が深いダメージを受ける重大事態は減る気配にない、専門家からはもっと危機意識をとの声も上がっている。そして、認知することがふえても、いじめの深

刻化には歯どめがかかっていないというふうにも報道されております。このいじめの問題は枚挙にいとまがないぐらいにふえておりまして、加害者の聞き取りもしない、横浜市では教育委員会が第三者委に調査を依頼して、内容がいじめの加害者の聴取もしていないいうことで、女児が再調査を訴えている、共同通信の取材にということで出ておりました。そして、11月７日、中２自殺いじめあった、八王子市教育委員会……。

**○議長（岡崎純男）**　土居議員に申し上げます。マイクの正面でものを発言してください。ちょっと聞き取りにくいですので。

**○１８番（土居篤男）**　部活でトラブル、中３男子自殺未遂３回、車椅子生活になる、母親はいじめに対応があればよかったのにというふうに出ております。そしてまた、中２自殺報告書、解明困難削除ということで、これは宝塚市の遺族が抗議文を宝塚市に出したという報道でございます。そして、いじめの兆候を見逃さないでほしいというふうに遺族が訴えている。軽微と判断したが、重大事態になったということで、茨城県取手市であったと。文科省調べでは、そのほか会員制交流サイト、ＳＮＳいじめが増加したというような報道もあります。そして、いじめ自殺が減らない、これも日付が入っておりませんが、高新でございます。この芽を摘む戦略は途上で、現場は人の手当てが必要だというふうに現場では声が出ているというふうに出ております。

幾つも、全部読み上げよったら時間が経過しますので、飛ばし飛ばしいきますが、福井中２自殺問題では、教師のエゴで指導した、いうふうに報道もされております。しかも、教育委員会から市長への報告が１年後であった。その上に、別の生徒も欠席をしだいたというふうに出ております。お母さんは、違う担任だったらというふうに見解をしております。これは全部報道ですが。そして、今度は高知の問題で、県内では不登校が依然深刻だ、小学校から中学校へ進級したときに、中１のギャップの解消が課題というふうな見出しで出ております、高新でございます。中１になったときに新しい環境にうまく順応できない、この解消が課題となっているというふうに分析をされております。鹿児島県では、高校１年生が自殺をして、いじめが認定されたと。再調査で一転していじめがあったというふうに発表されております。また、青森中１自殺問題では、アンケートを破棄をしたがために、後での検証が困難になった、こういう見出しでも出ておりました。いかに教育委員会なり行政側の解明に対する熱意が、ないのではないかということで指摘もされております。これも高知、ではこれはないか。運動部、体罰、県内でも出ておりますので、県内でもやっぱり運動部の顧問による叱責や平手やラケットで殴打、見出しなんですが、５年間で中高生43人被害、こういう見出しが躍っております。

12月10日、昨日朝４時のＴＢＳニュースなんですが。えらい土居は朝早う起きて勉強しゆうねやというふうに言われても困りますが、早う寝ますので早う目が覚めますので。鹿児島県奄美市で市立中学校で教師が男子生徒がいじめにかかわったと誤解して、不適切な指導をして、その結果男子生徒が自殺をしたと、調査委員会が結論づけたと言っておりました。これ新聞にも出ております。

以上を分析をいたしますと、児童の不登校や自殺の問題は、いじめや学校の不適切な指導に原因があるというふうに言えると思います。文科省のいじめ等に対して指針が出ておりますが、この指針に照らして南国市の教育委員会の対応は適切なやり方をつくっているかどうか。また中１進学時に特に留意する指導などあるかどうか。市内の学校現場の問題を把握しているかどうか、いじめの状況なんかですね。教師の指導の問題は今のところあるのかないのか。まあ、いじめ等がなければ調査のしようもありませんので、現象は起こってきませんが、教師の指導力量の問題、調査力量の問題。また、不登校児童の原因など、原因をきちっと南国市内でつかんでいるかどうか。それらの問題点に対して対策を立てていますか、ということをお聞きをいたします。

それから、これも新聞に載っておりましたけれども、校長のリーダーシップでそれぞれの学校で問題を調査して対策を立案して、そして全教職員のものにして対策を対応していく。このような教育委員会の明確な方針といいますか、行動指針といいますか、調査のための要綱みたいなものは決めるべきではないかと思いますが、できておるのかどうか。校長先生がしっかり先頭に立って、あるいは特別の委員を仕立ててしっかり状況を分析してしっかり対応を示していく、このことができているかどうか、お聞きをしたいと思います。

一方、超党派の議連が改正法素案、いじめ防止対策推進法の改正が必要である、こういうことで協議をしよるようでございます。改正素案を示したと出ております。いじめの疑いを把握しながら放置することを改めて禁止して、不適切な対応があれば懲戒処分対象にすると明確に示す内容を盛り込んだ。2013年に同法が施行された後も児童生徒がいじめを苦に命を絶つケースが相次ぎ、実効性を強める必要があると判断。今後関係団体などからヒアリングを続けて改正案をまとめる、と報道されております。

この素案によると、いじめ防止対策について、教科指導とひとしく重要な任務と規定して、学校現場に組織的な対応を促すため、校長の責任を明記し、各学校にいじめ対策主任を置くことを検討すると報道されております。これから素案がはっきりした法律になると思いますが、やはり学校で教える学問が学力だけではなくて、いじめがあったらいきませんよと、これも一

つの学科だというふうに重要性を高める方向で検討しているというふうに理解をするわけなんですが。法律が変わらなくても、学校現場で先取りをして、いじめがない学校をつくるということができると思いますが、南国市の教育委員会は何かこれぞ名案だということを考えているかどうか、お尋ねをしたいと思います。

２つ目に防災対策についてでございます。

昭和19年に東海地震が発生をして、昭和21年に南海地震が発生しております。いずれも東南海トラフが動いたものによるものであるということでございます。原因は地球のマグマの回転が太平洋プレートに影響を与えて発生するもので、地球が冷えて固まらん限り、地球が熱い限り必ず発生するものであるいうふうに思います。いつ発生するかは予測は困難ではありますが、必ず発生する。また、予測はできませんが、間もなくそのひずみのエネルギーがたまっているのではないか、いうふうなことも予測をされます。個人がその心づもりでできる備えはしておくことであるだろうと。米農家であれば、いつでも米はあるし、水さえ確保すれば食糧はどうにかなるものであります。

しかし、次の地震が震度も相当で津波高さも最大16メートルと言われておりますけれども、その強さであるいはその津波高さで、例えばどれだけの家屋の倒壊があり、どれだけの津波被害があるかを、どうも大きい津波が来るぜよと言われても、どうもその津波の来る地域の家並みを見ても、本当に堤防を越えて16メーターが来て、どればあの家が壊れるか、どればあの人間が避難タワーに避難しているか、あるいは峰寺山、金比羅山に逃げているか、食料を持っているか、どうも想像ができんわけです。必ず来るぜよ、来るぜよ言いながら、どうもそれが震災の被災地もじかに直後に見たことはありませんし、どうもこの想像ができない。相当の津波が来て、相当の揺れがあって家が倒れて、しけた人もおるろうと、火災も発生するろうと、具体的にどうも想像できんわけです。

これも報道によりますが、避難所に避難をする十市小学校では、体育館が避難場所になっておりますが、その避難場所で問題になるのは、トイレ、Ｔ、Ｋ、キッチン、ベッド、体育館でござ敷いて全員がごろ寝では、どうも隔壁もない、プライベート、家族の独立も保てないような状態だと十市小学校の講堂ではなると思いますが。そういうふうなそのトイレ、キッチン、ベッド、プライベートを確保できるかどうか、それ南国市ではどのように想定をしておるのか。

また、緑ヶ丘地域で限って心配をしてみますと、震度７の被害がどの程度か私にはわかりません。あそこは、たしか水道は水道管からではなくてタンクにためて、それからその圧を利用して水道管で各家に配管をしていると思いますが、それらが損傷するのかしないのか、これも

どうもよくわかりません。もし、水道管が、水道タンクが損傷すれば、千戸以上ある緑ヶ丘のあの住宅の皆さんのトイレが使えなくなる。じゃあ、ほんなら毎日１回ぐらいは１人は大概行くと思いますが、そのトイレはどうなるろうと。あるいは下水管が損傷してないかどうか、これが損傷したらもう仮に水があっても流すことができません。また、浄化施設の損傷はないのか、緑ヶ丘では家屋の損傷は、家が新しいですのでなかなか損壊まではいかないと思いますので、水がとまる、下水がとまったらどうなるろうという、果たしてほんな配管らあ破れるわけないじゃいかと言ってもらえたらありがたいですが、そういう心配があるわけです。そこら辺をどの程度想定をして、トイレをどういうふうにするのか。そこまで想定をして対策を考えているのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

それと消防体制の問題では、現在のこの消防自動車あるいは救急車で、市内全域に発生した大震災、津波被害に対して対応できるかどうか。直近で起こった北海道の厚真町ですかね、あの地震などでの対応の教訓で、何が足りて何が足らなかったのか、現地の状況を調査してつかんでいるのかどうか。また大阪でも地震がありまして、その対応がどうであった、消防自動車が足った、火災は少なかった、どんな点が足らなかったとか、いろいろ調査してるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、地震、津波にばかり目が向いておりますけれども、７月でしたか、物部川の氾濫が間近に起こりかけていた、いやまだ起こりかけまで「お」ぐらいですね。漏水も何カ所かであった、溢水はさすがにしておりませんが。物部川のあの堤防が大雨のときに切れたら、相当の広範囲にわたって濁流が押し寄せていく、伊達野から介良の高知市の団地ぐらいまでは、大雨の水というのは堤防が決壊すれば怒濤のごとく流れ出していくでしょう。そういうことを想定をしておるかどうか。想定をしてもいかんき、堤防の強化を要望しゆうとか、まあそういう答弁でも結構なんですが、お聞きをしたいと思います。

３つ目に交通行政、道路行政について、大げさな題目なんですが、広域農道と十市の農免道路をいつも通る関係で気がつくんですが、この特に十市の農免道路は、県道仁井田～竹中線に比べると、路肩が狭くて歩行者が歩くには不向きな道路構造になっております。十市の農免道路は、路肩の壁がコンクリートでないため路肩に草が茂っており、斜面です路肩は、この路側のこの白線の付近を歩行者が歩かざるを得ない。ところが、道路ができたら農免であろうとなかろうと、県道であろうと農免道路であろうと、自由に分け隔てなく歩行者も歩いております。また、車のほうも農免道路だからといって遠慮することはありません、近いところ、よって入ってまいります。一般にもうこれは道路だと認識をして通行をいたします。

また、最近は車両も長さが長くなりました。ダンプカーも長いです。積載重量も大きくなっております。明らかに積載重量は相当量増加している。10トン積みであれば15トンぐらい、まあ数字はわかりませんが大幅にふえておると思います。したがって、道路に加わる圧力もそれに比例して、まあ車が多ければ車輪あたりは軽くなりますが、そういう点では重いものが走り出いたよという道路の状況になっております。

特に、十市の農免道路は、路面の破損が再々起こりまして、再々南国市が穴を潰しております。地盤が弱い関係で、よけ傷むようですが。道路をつくるときの予算が県道と農免道路では違うということで、構造上の違いが出てくると思いますが、車両の運転手、歩行者はそんなことは初めに言いましたようにお構いなしで走り、歩きますので、歩行者の安全を考えれば、規格を引き下げた道路をつくるべきではないと思います。これから先の話なんですが、県道並みの規格の道路をつくりなさい、いうことを言いたいです。

そして、歩行者の安全のためということで、十市の農免道路の路肩を溝ごのところに路肩をコンクリートで上げれば、歩行者が通る路肩の幅が広がります、草が生えなくなります。歩きやすくなると思います。歩行者だけではなくて、あそこはマラソンコースにもなっておりまして、走ってる人もおります。ところが、服装は薄暗い目につきにくい服装を着たりしております。人に見つけてもらいやすい服装をということで、歩行者、ランニングの皆さんには早急に徹底すべきでないかと思います。

特に、運転する側も高齢者がふえまして、うちの奥さんも近ごろ目がボーっとして見えんちやと言いますが、どうも白内障じゃないかと思いますが、そういう高齢になって運動神経も鈍った運転者がふえております。まだおらは運転できる、大丈夫、いっぱいふえてます。そういう意味では、歩行者やランニングの方もしっかり人に見つけてもらいやすい物を着ないかんよ、というふうになるように宣伝をせないかんじゃないですかと、どのように考えるか、お聞きをいたします。

４番目に対米開戦77年を経てということなんですが、去る12月８日は、昭和16年日本時間の12月８日早朝、現地時間では７日の午前７時50分、日本軍はハワイの真珠湾を攻撃して、対米英戦争が始まっております。この攻撃で米兵の戦死者は2,400名だったと、数日前のＮＨＫのこれも朝のニュースなんですが見ておりました。ハワイで慰霊祭が行われていた。生き残った軍人あるいは遺族たちが参列をして慰霊祭をした、この報道がありました。あの大々的にやった真珠湾攻撃で、たったの2,400名の戦死者。もっと戦争するやったら２万4,000ぐらいをやらんとこれ打撃にならんじゃないかと思い、まあ人の命を奪うのが戦争ですからそんなこと言っ

ちゃいきませんけれども、それにしては少ないなというふうに感じましたが。ただ、このときに相当の戦艦、空母が集結しておったようですが、戦死者数は少ない、戦艦は確かに何隻も沈没をさしたと思いますが。しかも数日前に空母２隻が真珠湾から静かに出港している、ということを言われております。これは大使館か領事館かに詰めている事務局員が結構諜報の役割をしまして、毎日真珠湾を観察に行ってるわけです。それが静かに２隻出ていった、そして攻撃が済んでから静かに帰ってきた、いうことも何かで見たことがあります。この沈まなかった２隻の空母が、南方での日本に対する攻撃の大きな役割を果たした、いうふうにも後からの記事で見たことがあります。この日から20年８月の終戦まで４年間の戦争に突入をしております。

なぜこのような質問を思い立ったか、戦争の「せ」の字も知らん市長に。それというのは、市役所内に日本遺族会の皆さんが激戦地を慰霊巡拝の旅を募集するというポスターが出てました。それでその資料をもらいまして、ああまだ御遺族の方がおられるんだなというふうに、もう戦後でそんなことはもう誰も覚えてないんじゃないかと思いましたがそうではないと、考えてみるとなるほどと思いました。実は私も昭和18年生まれですから、16年ごろからの戦争には、それ以前にはもう父親が既に招集１回目をされております。ですから、戦死しておれば私も遺族になっていたということだと思います。

前にも言うたかもしれんけんど、吉村さんが言ってましたが、羅店鎮の敵前上陸をやったと。それはうちの父もよう言いよりましたが言うたら、そうかよ言いよりましたがね。そのときに弾に当たらずに上陸して、それから戦闘には参加して、ところが恩給をもらってないわけです。おまん恩給もらいやせんが、どういうもんでって言うたら、激戦地で90日か100日以上、まあ七、八十日しかおらざったと、マラリアにかかって現地の病院へ入っちょったというふうに聞きました。ほんで、マラリアにかかって命拾いしたわけです。元気で戦闘をしておれば戦死しておったかもわかりません。まあ余談になりますが、その入院中には松岡幸寿さんが、おるかや言うて、キニーネ持ってきたぞって、持ってきてくれたって言いよりましたがね。まあとにかく、激戦地で３月おらなかったために恩給ももらえずに命は長らえたと。

それで、２回目の招集のときには恐らく南方送りであったと思いますが、幸いなことに肺炎を起こして高熱出しちょったと。これでこら船へ積んだち、じっきに死ぬるぞということで船へ積んでくれざった。これも肺炎のおかげで命拾いをしております。激戦地へ行ったのは羅店鎮の敵前上陸をやっただけということで、私も七十数歳いうと戦死しておれば遺族。80歳、90歳ぐらいの遺族の方いっぱいおるでしょうね。70歳ぐらいからの人が遺族ですから、まだ十分生存している遺族の方がおいでます。そういう人たちを募集をして激戦地を慰労するという

ことを募集しておりました。

13カ所、平成30年度慰霊巡拝事業概要、このポスターが出されておりまして。募集人数から見ますと、激戦地というのはおおよそですがわかりますが、13カ所のうち、東部ニューギニアが８日間、20名、硫黄島が100名、２日間、ミャンマー15名、パラオ諸島15名、フィリピンが１班、２班、３班に分かれて80名、第２次の硫黄島が100名と。この人数多いところは多く戦死しておりますので、これらが非常にひどい激戦地だったのではないかと、これは想像しかできません、写真も映画も何もありませんので。

そういう状況で、市長は幸いなことに戦争の「せ」の字もない、高度成長期の先がこうこうとした時代に生まれておると思いますので、余り慰霊といっても本当にぴんとこないとは思います。しかし、やはり過去の古い古い江戸時代の戦のために戦死した方ではないと。あの無謀とも言える戦争に対してどのような感想を持つのか、考えは持ってもいいと思います。１銭５厘の赤紙１枚で、ちょっと声が潤みますが済いません、親、兄弟、妻子を残して戦場に赴いた兵士の思いを考えることも必要なことであると思います。

このような無謀な作戦を例えば過日の高知新聞に載っていましたが、インパール作戦に従軍した兵隊さんの話が出ておりました。惨たんたる兵士の状況が語られておりましたが、このような軍指導者のもとで青年の命を奪ったのか、許せるものではないと。また、このインパール作戦の参戦者の声としては、他の本で読んだんですが、あの牟田口という司令官は、あれは畳の上で死ぬることは許さんと言ってましたが、残念ながら戦後、軍事裁判にかけられても絞首刑にならずに生き延びて、畳の上で死んだそうでございます、こういう作戦を立てた。兵隊さんの話は高新に載っておりましたが、このときの司令官が牟田口であるということは出ておりませんでした。このときの作戦はどんなに言われたか、第１の敵は軍指令、参謀本部長です、司令官ですね、牟田口。第２が雨季、雨が多い地帯ですので、雨季とマラリア。第３が飢え、飢餓。第４に英国軍とインド軍というふうに言われていたそうでございます。白骨街道という言葉も時々耳にしますが、白骨街道が出現をした。３個師団７万5,000人余りを現在のミャンマーで戦死、餓死をさせているわけです。

このような無謀な作戦が何ゆえ実行されるのか。開戦もそうだが、軍の官僚が自分の出世だけを思って東條英機に反論しない。そうした幹部を自分の身の回りに集めた結果、無謀をいさめる、指摘をする幹部がいなかった。そうした結果であるっていうふうに本には書かれております。

現在の政治と見比べてみましても、中央官僚と文書の改ざん問題、そんたくするさまは当時

の軍の官僚の状況と全く同じではないかというふうに感じました。私も感じましたが、やっぱり先輩の保阪正康さん、半藤一利さん、それから広中一成さんなどが書いているこんな小さな本で、これ以上厚い本はなかなか読むのは大変ですが、これぐらいやったらすぐ読めますのでね、新聞へちょっと宣伝が出てましたので買うてみましたが。昭和の名将と愚将、半藤一利、保阪正康の対談、昭和の怪物七つの謎、保阪正康というふうに出ております。これを読めば、いかに無謀な戦争に突入していったか。

まあ、政治家のほうには、いい政治家もおったようですので、なるだけ戦争をせないように工作はしたでしょうけれども、やっぱり軍国主義のもとで押し切られていったと。吉田茂、戦後総理をやりましたが、この人たちは英国ですかね、ヨーロッパのどっかの国の外交官もやってますので、ヨーロッパの国々、アメリカの戦力というものを十二分に知っております。したがって、戦争をやって勝つぞやいうことは、ひとときも思ったことがない。そして敗戦後総理をやって、あの９条を日本国憲法に掲げることを、喜んでこれからはもう日本は戦争をしない、そういう国にするんだいうことを決意をして、あの憲法を帝国議会にかけて、今の憲法に引き継がれております。

市長も忙しい身ですけれども、めっそう厚い本は私もよう薦めませんが、これをちらちらっと読むだけで大体あの軍部がどんな様子だったか、私も余り軍部の東條英機がどうしたああした今までそんな読んだことありませんので、これを読めば大体のその軍事官僚の考え方、日本を戦争に持っていった、それがつかめるのではないかと思います。まあ、暇があればぜひまた読んでみたらどうかと思います。

戦死者数は南国市史の市史、歴史の史なんですが、これにも掲載されておりますので改めてもうきょうは紹介しませんが、戦後このはるかたった物が豊かになりかけた時代に生まれていると思いますので、戦死者のことなどはぴんとこないかもしれませんけれども、現に遺族がおられるのであり、遺族の気持ちに立つ、歴史を現実に見据えることも必要だと思います。８日の開戦をこの間見て、開戦日を振り返ってどのように考えるのか、お尋ねをしたいと思います。

５番目に保育料の無償化についてでございます。

政府は、少子化対策の重要な施策として保育の無償化を検討中のようでございますが、市独自に早く何らかの形で実施する気はなかったか、もう今さらなかったか言うたちいきませんが、早う実施したらどうぜよということを提案をしたいと思います。

この保育の無償化の問題で、やっぱり少子化のために保育の無償化をして、子育てしやすい社会をつくるということで政府も検討していると思いますが、この年齢別の表を見てみますと、

余り真面目にこれを見たらね、背筋が寒うなります。10歳の方が404名、15歳の方が474名、25歳の方が422名、25歳減るいうたらやっぱり就職して県外へ行くとか、ここで減るでしょうね。それから、35歳の方が578名、45歳の方が764名おります、これらを総合して今の人口が保たれているわけなんですが。もっと55歳、557名、65歳、676名。これらをこういう年齢構成の中で今の南国市の四万七千何がしが構成をされておりますが、この構成を見たら明らかに減るではないかと、非常にこれは私は背筋が寒うなります。もうそら私は30年先のことを考える必要ないと思いますが、おまんそればあ生きるかよ言われるかもしれません。

まあ、やっぱり人口をある程度維持をしてこそ活力ある日本社会が保たれるというふうに私は確信しておりますので、やっぱりこの保育の無償化もいち早く取り組むべきではなかったかと。ちょっとの期間やけんど早うする意思はないかね、ということをお尋ねをしたいと思います。

それから、ほ場整備後の補修工事についてということでございますが、十市のほ場整備後の基盤の不等沈下につきましては前議会でも取り上げました。私有地を直す公共事業はありませんと、非常に胸を張って堂々と建設課長は答弁をくださいました。

県の言い分は、地盤が軟弱のため不等沈下するのでやってもいかんぜよというふうに改良区に言ったということらしいですが、覚えておりません。理事長は私でありませんですので当時は、今言ってもそういうふうに言い張るらしいですが。このほ場整備するに当たって、あの農免道路の蛸の森トンネルの掘削時の石ばかりの残土も受け入れました。予定地に積み上げまして、農免道路のこの残土、トンネルを掘った土の廃棄で、その費用も安く仕上がったはずでございます。もし、ほ場整備の用地に盛り上げて、あこがもらわなければ、稲生の今は満杯になりましたが、残土捨て場に捨て賃と端かき代を払って捨てるということで、非常に費用がかかります。それが、ほ場整備のところでただ置かいてもろうたき、費用が安くなりました。あの農免道路、トンネルを掘った費用が。そういうことで、持ちつ持たれつの関係で農免道路とほ場整備が来たんではないかと。

しかし、今では南国インター線に直結をする、なくてはならない道路になっております。しかし、この道路ができることで、その買収された残りの土地が長いひぼ田になったり、ほ場整備してないところは三角でどうにもしようがない田になったりということで、それは何とか解消をするために、ほ場整備をやってもらいたいというふうに要求をした側面もあります。やってくれと言ってきたからやっちゃった、という側面だけではありません。持ちつ持たれつの関係であったと思います。

今、国営のほ場整備が進められようとしておりますが、議案第15号では国営ほ場整備促進のためとして新しく農地整備課を設置する条例も提出され、いかに力を入れているかが感じられます。この国営ほ場整備区域内にも軟弱地盤の地域も一部含まれております。今までに自分で地盤を強化した方もこの区域内にはおります。それが換地により、自分が修正、補強した田ではなくて、修正、補強されない乗トラがにえこむような、工事がなされていない田に換地をされるかもわかりません。そうした心配をどのように解いていくか、また地盤が不等沈下しない補償はあるのかどうか、全くないわけです。これにどのように対処するつもりか、お尋ねをいたします。

次に、高齢化時代への備えは十分かいうことなんですが、抗生物質が大分大昔に開発されて、大概の病気が抗生物質で治るようになりました。それから、抗がん剤も開発もされました。いろんな手術法も開発されております。ｉＰＳ細胞も発見をされて、これも画期的な医療につながろうとしております。今度は、きのうかノーベル賞をいただいた、名前は今ど忘れしましたが、本庶さんか、本庶さんがオプジーボという薬を開発をしたということで、がんですら克服されようとする社会になっておりまして。恐らくこうした薬が功を奏しまして、さらに長生きできる社会になってきました。

そうしたときに、介護度何度かわかりませんが、自分で飯炊きできない、トイレも行けない、そうした状態になったときに、すぐ施設が間に合うかどうか。こうした高齢者が入所できる施設が、この年齢別表を見ましても、70代、6,000人、80代、3,655名、まあ大方が達者な方だと思います。90代で1,077名、これががん治療なんかが進みますと40代、50代がこう、寿命が延びてきますとここの80代、90代の人間がふえてきます。そうした場合に、果たしてその施設、入所できる施設は足るだろうかということを心配をしておりますが、どのように判断をされているのか、お尋ねをいたしまして１問目を終わります。

**○議長（岡崎純男）**　昼食のため休憩をいたします。

再開は午後１時であります。

午後０時１分　休憩

――――◇――――

午後１時　　再開

**○議長（岡崎純男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

土居篤男議員に対する答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

**○市長（平山耕三）**　土居篤男議員の対米開戦77年に関しての御質問につきまして、お答えをいたします。

土居議員さんからは、戦争についての幾つかの書物を御紹介いただきありがとうございます。土居議員さんのおっしゃるとおり、私は戦争を知らない世代でございまして、戦後の混乱ももちろん存じ上げないところでございます。しかしながら、マスコミ等でその戦争についての報道とかはされているところでありまして、その悲惨な戦争というものにつきましては、二度と繰り返してはならないと強く思うところでございます。

当時の戦禍によりまして、故郷や最愛の家族を思いながら戦地で命を失った戦没者の皆様を思いますと、戦禍に置けます悲惨な体験を忘れることなく、二度とこの悲しみの歴史を繰り返すことがないよう、未来へと語り継ぐことが現在に生きる私たちに課せられた使命であると考えております。77年たった今も、当時の戦地へと慰霊の旅として参加している多くの御遺族の皆様がいらっしゃるということでございまして、その皆様の気持ちを思いますと身につまされる思いもいたしますし、改めて平和のとうとさを考えさせられるところでございます。平和な世の中が続くよう願うものでございますし、そのように今後も努めてまいりたいと思うところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　教育長。

〔大野吉彦教育長登壇〕

**○教育長（大野吉彦）**　土居篤男議員さんの小中学校のいじめ、不登校問題についての御質問にお答えいたします。

南国市教育委員会では、国のいじめ防止対策推進法に基づきまして、南国市におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成29年12月８日に南国市いじめ防止基本方針の改定版を作成いたしました。

市内小中学校は、この基本方針を参酌しまして、学校が取り組むべきいじめ防止基本方針を策定し、学校におけるいじめ防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、迅速かつ適切に重大事態等に対処することとしておるところでございます。特に、南国市いじめ防止基本方針の中で、いじめ防止等のために学校が実施する施策としまして、学校はいじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携しながら対策を推進することと明記しておりまして、学校はこのことを受けまして、校長がリーダーシップを発揮し、全教職員が一丸となって取り組んでいるところでございます。

以下、いじめ、不登校問題等の現状や、具体的な取り組みにつきましては、教育次長から御答弁を申し上げます。

**○議長（岡崎純男）**　教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

**○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸）**　教育長答弁を受けまして、土居篤男議員の御質問にお答えいたします。

まず、いじめと不登校の把握対策についての御質問の件でございますが、教育委員会が把握するチェックシステムとしまして、毎月３日以上欠席した児童生徒につきまして、欠席理由とともに報告書の提出を求めてございます。その報告書には、いじめによる不登校かどうかを把握するための記載欄を位置づけておりまして、欠席理由が不明な報告書については学校に問い合わせを行い、確認するようにチェック体制を行っております。

また、学校は連続して３日以上欠席した児童生徒があった場合には、御家庭から病気等での欠席連絡を受けていたとしましても、いじめによる連続した欠席ではないかを懸念し、状況を把握するために家庭への連絡、あるいは家庭訪問を行うように努めております。

いじめの把握につきましては、重大事態の疑いがある事案については迅速に教育委員会に報告することとしておりますが、先ほどの報告書とは別に、毎学期ごとにいじめの件数や対応状況について報告書の提出を求めております。教育委員会が把握、確認する中で、重大事態とならないように指導、助言を行っております。

学校によりましては、定期的に学校生活アンケートと呼ばれるいじめ実態把握調査を行い、教員の目からすり抜けてしまうような事例を早期発見できるような取り組みも定着してまいりました。

このように、学校での組織的な取り組みはもちろんですが、教育委員会としましても、複数の指導主事等によるチェック体制を重視し、学校と教育委員会とが機能的に役割が果たせるように取り組んでいるところでございます。

続きまして、いじめと不登校の現状についての御質問の件でございますが、本年度１学期の状況を御報告いたしますと、まずいじめの認知件数は、小学校で84件、中学校で25件ございます。昨年度の１学期は、小学校が90件、中学校が32件でございましたので、比較しますと、小学校マイナス６件、中学校マイナス７件という結果でございます。

次に、不登校を理由に30日以上欠席している児童につきましては、本年度の１学期の状況ですが、小学校４名、中学校30名となっております。昨年度の１学期は、小学校９名、中学校

35名となっておりましたので、比較しますと、小中学校とも５名減となっております。

いずれにしましても、いじめ、不登校対応につきましては、当該児童生徒やその御家庭にしっかり寄り添い、関係機関や専門的な先生方のお力もおかりしながら、解決または解消に向けて粘り強く丁寧に取り組んでいく必要があると考えております。さらには、こうした学校の取り組みにつきましては、チーム学校として開かれた組織の中で、個々の教職員の資質、指導力に左右されることなく、全教職員が一丸となって組織的に取り組んでいくことが重要であると考えております。教育委員会としましては、今後も校長のリーダーシップが発揮できますようにバックアップに努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

**○危機管理課長（山田恭輔）**　土居篤男議員さんの防災体制と交通安全の御質問にお答えをいたします。

本市の南海トラフによる被害想定につきましては、平成25年12月に高知県より公表されました高知県南海トラフ地震被害想定調査に基づいております。被害想定といたしましては、建物被害１万1,000棟、人的被害は死者数3,200人、負傷者3,000人、避難者数２万5,000人、直接被害総額6,400億円と想定されております。

災害用備蓄品につきましては、南国市備蓄計画を作成しておりますので、その計画に基づき整備を進めております。まだまだ十分ではありませんが、まずはレベル１想定分を充足し、その後レベル２想定分を備えていくようにしております。

次に、物部川の洪水による浸水想定につきましては、現在、国より17万年に一度の降雨があった場合の浸水想定区域が示されております。本年度中に県より国分川の浸水想定が公表されることになっておりますので、あわせて来年度新しい洪水ハザードマップを作成する予定です。このハザードマップを用いて防災学習を開催するように努めてまいります。

次に、北海道胆振東部地震や大阪北部地震の対応につきましては、北海道胆振東部地震では、大規模停電ブラックアウトを引き起こし、他の地震においても停電の状況が長引き、停電解消に５日から７日程度の日数がかかっております。また、各自治体の備蓄品だけでは対応ができず、救援物資も届けられておりますが、それをうまく活用できなかったことが報告されておりますので、受援体制を整え、外部からの支援を円滑に受け入れられるようにしなければなりません。

最後に、歩行者やランニングをする方の交通安全対策につきましては、本市におきまして、

ことし既に交通死亡事故が２件発生しております。このことを受け、12月広報にも反射材着用を推進する啓発を行いましたが、看板設置なども検討し、今後も交通安全の啓発を行ってまいります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

**○消防長（小松和英）**　土居篤男議員の御質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震による被害につきましては、地震火災は660棟に及ぶとの想定が出されており、消防本部としましても、木造住宅密集地など大火災につながるような地域を指定して、警防計画を策定する必要性を感じております。

次に、最近の地震を検証しているかということにつきましては、大阪北部地震は火災が７件、北海道胆振東部地震は火災が２件と、火災につきましては地元の消防力で対応できたと思いますが、救助、救出には北海道に合わせて600隊、延べ2,500人の緊急消防援助隊が出動をしております。

そして、現在の車両装備で対応できるのかということでございますけれども、阪神・淡路大震災の揺れに東日本の津波というような全市的な被害が発生した場合においては、現状の人員、装備では、全ての事案に対応するということは困難であり、優先順位をつけて、限られた消防資源を活用するしかないと考えております。

また、現在足りているもの、足りていないものということでございますけれども、車両や装備等につきましては、現在行っている計画的な整備で対応できるものと思われます。足りないものとしては、消防職員、団員とも、火災出動件数などの減少により、現場経験が不足していると感じておりますので、基本的な消火訓練を積み重ねていきたいと考えております。

そして、大きな被害が出れば、緊急消防援助隊を初めとするさまざまな機関から応援があると思いますので、その援助隊等が十分力を発揮できるように、受け入れ態勢を強化しておくことが重要だと考えております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　上下水道局長。

〔橋詰徳幸上下水道局長登壇〕

**○上下水道局長（橋詰徳幸）**　上水道の防災体制につきましては、南海トラフ地震クラスの地震規模を基本的に設定しております。被害想定につきましては、全戸断水となり、水道復旧まで約１カ月を必要と想定しております。地震発生時における施設の機能回復と災害対応を速やかに実施することを目的とし、南国市上水道業務継続計画がございます。発災後72時間までは

人命救助に係る業務が最優先となり、応急給水活動開始は被災後４日目からになり、各家庭で飲料水につきましては３日分、できましたら１週間分の備蓄をしていただきたいと考えております。

次に、下水道につきましては、大規模地震を想定して、南国市下水道業務継続計画がございます。大規模地震での被害想定は、マンホールの隆起が発生し、十市浄化センターにおいては機能等が停止状態になると想定されます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

**○建設課長（西川博由）**　土居議員の交通行政、道路行政の質問についてお答えいたします。

現在、建設課で事業化しております新設の市道篠原～稲吉線につきましては、２車線、両側に３メートルの歩道の設計であり、また計画時より２車線で設計された市道については歩道が整備されておりますが、市道全体の3.5％でございます。それ以外の大多数の市道、農道については歩道がございません。現状といたしましては、近年、通学路対策としての歩道の要望がございますが、用地の確保が難しいため新設の歩道整備はできず、グリーンロード、ポールコーン等での対応となっております。また、市道改良については、対面通行を可能にするように、４メートル以上への拡幅が中心となっているのが現状でございます。しかしながら、道路の現状により歩道の必要性の高い路線につきましては、用地等の確保が可能であれば整備する必要があると考えております。

次に、重量車両の通行についてでございますが、車幅2.5メートル、長さ12メートル、総重量20トン以上、高さ等にも条件がございますが、の政令で定められた基準を超える車両が市道、広域農道を通行する場合、道路法47条により、特殊車両通行許可申請書が提出されます。道路幅員、橋梁の状態により、徐行・連行禁止等の条件を付しますが、路線により30トン、40トンの車両の通行については、通行の経路の再考について協議する場合がございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　子育て支援課長。

〔田内理香子育て支援課長登壇〕

**○子育て支援課長（田内理香）**　土居篤男議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、国の施策により、第３子以降の保育料、多子世帯・ひとり親世帯の保育料などが減免となっておりますが、今年度より南国市独自の施策としまして、保育所、幼稚園、認定こども園などを利用するに当たり、南国市より支給認定を受け、兄弟児２人以上がいずれかの保育施

設を利用している場合、２番目の子供の利用料について負担額を０円とする第２子無償化を開始しております。

土居議員さんからは、一刻も早い段階での南国市独自の保育料の無償化という御提案をいただきましたが、国が平成31年10月より３歳から５歳児の幼児教育の無償化を実施予定をしており、あわせてゼロ歳から２歳児においても、住民税非課税世帯において無償化を実施する予定であることより、現時点におきましては、国の施策に基づいて、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

**○農林水産課長（古田修章）**　土居篤男議員の御質問にお答えいたします。

十市東沢地区の県営のほ場整備事業につきましては、県の施工でございますので、市の立場からはっきりとしたことは申し上げられませんが、施工不良ということは恐らくないと考えております。そして、現在、国営のほ場整備事業を計画している地区につきましては、部分的に軟弱な箇所が存在するということはお聞きもしておりますが、施工前の東沢地区と土質、地盤など、同じような条件という地区はないと認識しております。加えて、全ての地区で土質調査などを実施いたしまして、極めて慎重に進めてもおりますので、工事によるふぐあいは出ないような施工がされるものと考えております。

また、換地の問題につきましては、効率化を図るために同じ地権者の散らばった農地や、同じ担い手が耕作している農地などを集積していく方向性ではございますが、地権者の方々の換地に対する同意がいただけないという場合は、事業を実施することはできないということになります。皆さんが納得されるまで十分話し合いをされ、検討を重ねることが重要となってまいりますので、市といたしましても合意形成に向けた支援に努めていかなければならないと考えております。

また、不等沈下などのふぐあいが出た場合の対応ということでございますが、国営事業におきましては、工事期間中に工事によるふぐあいで営農に支障があるような場合は改善処置を施すとのことでございますが、県営事業におきましても、工事期間中については同様に改善処置は講じられております。しかし、事業完了後の手直し等につきましては、国営事業についても県営事業と同様でございまして、引き渡し後には土地改良区や地元主体で対応していただくということになります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

**○長寿支援課長（島本佳枝）**　土居篤男議員さんの高齢者施設についての御質問にお答えいたします。

介護施設等の整備につきましては、南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において計画的に行ってきており、第７期では施設整備の計画はありませんが、第６期計画期間中に市内に特別養護老人ホームが整備されたほか、地域密着型サービス事業所として、在宅での多様なサービスが提供できる小規模多機能型居宅介護事業所と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が整備され、各１カ所指定をしております。

土居議員さんの言われるように、今後も医療の高度化などにより平均寿命が延びて、人口推計でも高齢者数がふえるという予想となりますが、これからは健康寿命の延伸に力を入れることが必要と考えております。高齢化の進行とともに、独居高齢者等に対応するための介護サービスが必要となってまいりますが、介護施設の整備や通所介護や短期入所などの在宅サービスの充実につきまして、今後の高齢者数や要介護認定者数の推計により、必要なサービスを検討し、計画していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　土居篤男議員の持ち時間は残り10分ですので、簡潔にお願いをいたします。土居篤男議員。

**○１８番（土居篤男）**　ほ場整備の問題についてのみ質問をいたします。

国営のほ場整備事業には、よく調査をして、そういうふぐあいが起きんようにやると。で、工事期間中であれば修正にも応じるということでしたけれども。十市と同じようなところはないと言いますが、やはり乗トラがにえこむような土地もありますので、やっぱり何らかの対応はすると思います。対応すれば、後で問題は起こらない。国営事業では対応すると言いました。けど県営事業では、問題があったにもかかわらず対応できていなかったということになりますので、例えば残土を置いたところが１メーター以上沈下して、もうそれ以上沈下しません。そのほかは基盤を置いただけですので、じっと下がります。まあ、細かいことはもう時間がありませんので言いませんが。換地されてからは私有地になっております。しかし、全体として公共事業で税金を入れて工事をした、いわゆる公共事業の結果であると、その結果変形する土地になったと。そして、それを換地をしたら、所有者にとって思いも寄らん現象が起こったと。

しかもそれが自分の田なら、まだ直せますが、担い手育成事業ですので担い手が耕作してます。担い手が直すいうたら、人の田を直すことになる。地主に言うたら、わしゃつくりやせんき、もうええわよ、いうような感じになる。誰が責任持って金かけてやるかという問題があり

ます。こういう点が非常に難しい点でございますので、私も自分の土地だけであれば自分でやります。まあ何とか機械ぐらい中古で買って、がりがりやれば何とかなるわけですが、小作人がやってる場合には、地主にそんなこと言うてもできませんので、これやっぱり公費を入れてもらうしかありません。

それで、固定資産税を計算しましたら、十市では反当1,600円です。60ヘクタールですので約100万円、年間、ほ場整備区域で。これを10年間ぐらいを投入すれば1,000万円の金ができます。まあ20年とすれば2,000万円と。ただ、変形した田からもらうかよという点も起こってきますので、まあ1,000万円か2,000万円ぐらいなら事業を市単で、県がどうしてもやらんと言えば市単でやろうかという気にぜひなってもらいたいですが。副市長は現場を見て知っておりますので、こうした点はどうでしょうか。

全面的にほじくり返して、10ヘクもやるということにはならんでも、沈下してるところは自分で土もらってきて入れてください、公共事業で土あげますよ、で全然構んけんど、まあ基盤が出てるところはどうしても機械で掘ってどこかへ捨てて、耕土をその部分は入れる、あるいは浅いところは石を拾う、そういう機械もあると思います。重機の後ろへ爪を立ててそれを引っ張り回るわけです、30センチぐらいで。ほな、石が起こってきますので。そういう工法でやって、市単で。できれば県の事業ですから、工事期間が過ぎたらもうそれは改良区がやりや言うても、先ほど言ったように、耕作者と地権者が違うわけですから、なかなか難しい問題があります。悪い土地をもろうた人も、わしらだけほんな悪い土地をもろうちゅうき、もう改良区で見てやってことになります。改良区が新たに料金取るじゃいうことも、そんなこともできんと思います。

ほんで、できれば県の補助も説得してもろうて、県のほうは多分やらんというのは、自分たちの設計ミスというか見通しの甘さ、そういうのをまだ当時の現役の人がおりますので県の職員で、現在の上司に言われると。そらおまん、そのときわからざったかよと言われて、結局、自分の出世にかかわるし、そんなことをおまん分がたたざったねや、言われるのはいややき、どうしても地元が変形しても構んきやってくれ言うたきやっちゃったと言い張るでしょうけれども。やっぱり実際は、現実にそうやってねじくれちゅうと、不等沈下が起こっていると、耕作できない状態になっているということであれば、県がどうしても１円も出さんというのであれば、先ほどのような年間の固定資産税が1,000万円ぐらい、10年分ぐらい出そうかとか。十市のその他の地域は固定全然入りますので、改良区内の土地の固定資産税分ぐらい20年分ぐらい市単でやろうかとか、いう決断はできませんでしょうか。現場を見ちゅう副市長と市長の決

意のほどをお伺いしたいと思いますが。よろしくお願いします。

**○議長（岡崎純男）**　副市長。

**○副市長（村田　功）**　県営の十市の東沢の改修についての御質問でございます。

土居議員には、私が農林水産課長当時、東沢の現場を御案内いただきまして、苗の植わった水田を確認をいたしました。土が盛り上がって、均平とは言えない状況の箇所もございました。そして、見えない部分では沈下した場所もあるため、その箇所に耕土を入れるべく用地を確保している状況も確認しました。

で、議員の言われるように、修繕費用の負担は所有者か耕作者かの御質問でございます。普通は所有者が負担するべきものではないかと私は思います。ただ、議員が言われるように、事業として施工した農地でふぐあいが生じておりますので、先ほど少し農林水産課長も申しましたが、土地改良区内の組織としての全体の対応が大事ではないかと思います。

そして、今まで申し上げてまいりましたのは、市としてできることとして、他の事業で残土が生じた場合、仮置き場までの搬入をその事業者に依頼しますし、もし残土処理の費用がない場合には、土地改良区には運搬をお願いしたいということを申し上げてまいりました。

今回、土居議員から公共事業の投入、県なり国なりの事業、あるいは市単でやらないかというお話でございますが、一度、農林水産課のときの課長補佐がそこの辺の改良工事について、できるではないかということで見通しまで調査してお答えを申し上げたと思うんですが、その後、私その経過について十分把握しておりません。市単でやるのは相当、個人の土地を市費を投じてというのはちょっと問題があろうかと思いますので、土地改良区としての事業を公共事業を使って、国費なり県費なり使ってやるのであれば……。

**○議長（岡崎純男）**　答弁を簡潔にお願いします。

**○副市長（村田　功）**　はい、当然、市としても対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　今、副市長申したとおり、国、県のそういった施策があるのであれば、それと同時に市として取り組んでいくということでいきたいと思います。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　土居篤男議員。

**○１８番（土居篤男）**　国、県の施策はないということですので、今のところ県の答えは。ほんで、種々の理由を今述べましたが、所有権者が負担すべきであるという御答弁のようですが。それも、わしの土地がどうしてそんなへごな土地がわしらあだけに当たったぜよという意見も

あるし、じゃあほんなら改良区が事業をやっていうたら、これもまた、ええ田を持っちゅう人まで全てにこう負担をかけていきます。なかなかほんでそういう点では難しい問題がありますので、私は市単でできませんでしょうかと言うたがです。もう時間がありませんので、また市長の応接室でも、理事会の役員を引っ張り出いて、いろいろ交渉にも出向きたいと思いますので、その節はよろしく。

以上で一般質問を終わります。

**○議長（岡崎純男）**　14番小笠原治幸議員。

〔14番　小笠原治幸議員発言席〕

**○１４番（小笠原治幸）**　14番小笠原でございます。

通告に従いまして、順次質問をさしていただきます。

本日３人目の質問でございますが、高木議員、土居議員のほうから当初、高齢者のお話から入りました。私も実は高齢者から質問に入るわけでございます。

１問目の質問ですが、元気な高齢者が地域をつくる、という内容の質問でございます。

この高齢者が元気で南国市の地域地域で活躍して、高齢者の住みやすいまちづくりをしていこうという大きな思いがございます。また、今議会の議案第12号ですか、地域ケア推進会議、後で詳しく申し上げますけんど、そういう提案もございますので、しっかりとそのことによって南国市の高齢者の住みやすいまちづくりという内容で質問を、まず１点目行います。

人生、年を重ねると多くの長寿祝いがございます。60歳の還暦、70歳の古希、77歳の喜寿、80歳傘寿、88歳米寿、90歳卒寿、99歳白寿、100歳百寿。長生きをされている方に敬意を払い、長寿とより一層の健康を願う祝い事であります。私も一昨年、古希の祝いをしていただき、いよいよ高齢者の仲間入りになりました。あと何年生きられるか、将来に不安を持つのではなく、一日一日を有意義に人生を送り、自分らしい生き方をしなくてはと思っております。

私の今回の高齢者福祉の質問は、元気な高齢者が協力し合い、支え合い、仲間づくりの輪を広めて健康で充実した暮らしを実現するために、夢と希望の持てるまちづくりの提案でございます。

医療関係、介護、行政に限界が来ております。この問題を解決するには、高齢者がみずから自分らしい生き方のできる、健康で過ごせることであります。今回の大きな質問のきっかけは、平成30年度南国市、香南市、香美市の在宅医療・介護連携推進事業の市民講座でございます。元気な高齢者が地域を創るがテーマで、「ときどき医療、ときどき介護、人生100年が目の前にせまる今、自分のために、大切な人のために、今と将来のために、自分らしく、いきいきと

暮らせる地域づくりを一緒に考えてみませんか。」すばらしい講演でございました。南国市からも、関係課長並びに関係者が来ておりました。この話を聞いて、南国市でもこの高齢者福祉は是が非でもやらなきゃいけないと思われたことでしょう。

また、パネルディスカッションでは、土佐町社会福祉協議会の事務局長山首さんのお話では、土佐町にはあったかふれあいセンターが10カ所もあり、行政と包括センターの連携により、年間延べ9,000人の方が参加しておるようでございます。ちなみに土佐町の人口は4,000人を切っておりますよね、3,800何人だと思うんですが。9,000人すごい、１人が２回は必ず参加しているということになるんですけど、健康で楽しい場所づくりができておるようでございます。医療費や健康保険の保険料の削減につながっているというお話を聞き、まさに目からうろこと申しましょうか、この取り組みは南国市の将来のためにも、ぜひ実現をしなければならないと思ったわけでございます。

市長が先頭に立ってこの高齢者福祉を、行政にとって財政も大事でございますが、市民に喜びや希望そして目標の与えられるような市政も大変大事ではないかと思います。この機会に、ぜひ高齢者福祉によって南国市の将来を明るくしていただきたいという大きな思いがございます。

実は、早速高齢者20人で土佐町のあったかふれあいセンターに行ってまいりました。その内容は実にすばらしい取り組みで、午前中は楽しく軽い体操をし、食事班をつくり、みんなの食事をつくり、お昼はその手づくりの食事で食事をして、また午後は楽しいレクリエーションによってみんなでお茶を飲みながら過ごし、１日のスケジュールが終わるわけですが、750円ぐらいで１日過ごせるようでございます。延べ9,000人もの方が参加して、10年間続いているようです。まことにすばらしいとり行いでございます。

国は、地域共生社会の実現に向け、改革工程を示し、高知県においても高知型福祉あったかふれあいセンターを基盤に地域福祉の推進を強化し、その重要性が高まっております。先ほど申しました、今議会でも議案第12号南国市地域ケア推進会議設置条例が提案されているように、元気な高齢者が地域をつくるの質問で、少しでも南国市の福祉向上につながればと思っております。

それでは、まず１問目の質問に入ります。

南国市における地域福祉の現状について、関係課長のほうより御説明を願います。

**○議長（岡崎純男）**　長寿支援課長。

**○長寿支援課長（島本佳枝）**　高齢となっても、地域でいつまでも生き生きと暮らしていける

ことを目的として、南国市ではいきいきサークルが自主的な活動を行っています。現在、45サークル、登録者数は800人を超えており、わかガエる体操を初めとして、各サークルが独自に介護予防につながる活動を行っております。

また、昨年度より、高齢者健康増進事業として貯筋体操教室を市内６カ所で実施しており、今後は地域が主体となって継続した活動となるよう、支援を行っております。

市が実施しています介護予防の体操教室やサロンのほかにも、地域では住民による大小さまざまな集いの場があり、サロン活動が行われています。公民館など地域の身近な場所で行われるサークルやサロンの活動は、高齢者の閉じこもり防止などの介護予防のほか、独居高齢者の見守りにもつながるものであり、地域のつながりが深まることで災害時の安否確認などにも効果があるものと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　どうもありがとうございました。現状の説明がございました。

次に、南国市の地域福祉の推進と支援策ですか、あったかふれあいセンターのようなものがあちこちにあるかと思うんですが、その推進策はどのようなものか、関係課長のほうに御説明を願います。

**○議長（岡崎純男）**　福祉事務所長。

**○福祉事務所長（岩原富美）**　南国市では、平成29年度からみんなアで進めるなんこく地域福祉プランとして、第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画を社会福祉協議会と一体的に作成し、一緒に取り組んでおります。まずは個人で考え対応する自助、家族や隣近所で助け合う近助、地域で組織的に支え合う共助、行政などが公的支援や福祉サービスで解決する公助、この４つで支え合う仕組みを構築し、住民一人一人も推進する主体と考え、市や社会福祉協議会、福祉団体、民生委員などと協力、協働によって地域福祉を推進しようと考えております。

この４月には、社会福祉法が改正、施行され、地域住民も地域福祉の推進に努める主体として位置づけられました。住民自身が地域福祉に果たす役割はますます重要となってきております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　どうもありがとうございました。

南国市には地域地域、中央公民館を入れますと17の地区の公民館があるわけでございます。さらに小部落になりますと140ぐらいの部落に公民館ございます。それぞれ、地域でいきいき体操なり、いきいきサロンなりをやっておるわけでございますが、私が今回この元気な高齢者

が地域をつくる、この質問には大きな思いがございます。

先ほど説明もございましたが、高齢者同士が集まって食事をみんなでつくったり、体操したり、助け合って協力し合ってという、いわゆるあったかふれあいセンター、高知型の福祉を本格的に取り組んでいただきたいという大きな思いがございます。その活動には、必ずボランティアや地域支援員、同僚の前田議員が稲生で支援を含めて５年ぐらいやっておりまして、非常にこの支援員の役割が大きいということで、それぞれの南国市の地域に支援員がいれば、こういう高齢者の福祉がどんどんどんどん進んでいくんじゃないかというようなお話もいただいて、ぜひ私たちの地域でもそういう支援員を構えていただいて、この事業を深く深く、また掘り進めていきたいと思っておるわけでございますが。今、南国市のボランティアの現状とか、地域支援員についての現状はどういうぐあいですか。ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　長寿支援課長。

**○長寿支援課長（島本佳枝）**　南国市のボランティアの活動は、民生委員さんを初め、地区社協や老人クラブなど、多くの方がボランティア活動を通して高齢者施策にかかわっていただいております。本市では、介護ボランティアの活動に参加していただく方を広げていくため、南国ありがとうポイント制度を実施しており、介護施設などでのレクリエーションの手伝いや、傾聴ボランティアなどに対してポイントを付与し、翌年度に還元する制度を設けております。

ボランティアを行うことで、高齢者自身の介護予防や生きがいづくり、社会参加にもつなげていただくように、65歳到達時の介護保険被保険者証の送付時にありがとうポイント制度のチラシを同封し、ボランティア登録への案内を行っております。高齢となっても、できる限り地域で暮らし続けていくことができる地域包括ケアシステムを進めていくためには、公的なサービスのほか、ボランティアなど、地域の方々を巻き込んだ取り組みが必要となってきます。

本市では、集落支援員が地域で活動する団体への聞き取りや集落のあり方についての話し合いの促進など、地域と行政をつなぐ役割を持ち、支援を行っています。また、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握や地域課題の掘り起こしなどを行っています。地域や関係団体と連携してこれらの取り組みを進め、地域による支え合いの仕組みづくりを支援していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　どうもありがとうございました。

実は、今回のこの質問をきっかけに、私たち長岡の地域に、この高齢者の福祉あったかふれあいセンターの強化をしたいと思いまして、地元の代表者の関係者の方に御相談をしてありま

す。私の質問は大体が農業を主体に、建設とか観光とかまちおこしとか、そういう質問の中でいろいろ形としてなって、できております今までの質問の中で。集落活動センター、いわゆる集落営農そういうものとか、３市の物部川流域のフェスタとか、シャモでまちおこしとか、水と環境、地籍調査、数々のものが残っておりますが、この福祉に関してだけ私ができておりません。もう、これをきっかけにして長岡地域へ、このあったかふれあいセンターの高齢者が支え合ってやるというところを強化して進めたいと思っております。そのためには地域支援員やまた、いろんな関係部署の方に御指導願わなきゃいけないと思いますので。

実際、私土佐町を見に行きまして、これは南国市へつくらんと将来のこの福祉の費用どんどんどんどん毎年のように上がってます、介護、医療費の保険も上がってます、こういうのを少なくするためには、こういう取り組みをしなきゃいけないんですよ。だんだんに、社会というものは高齢者が多くなってくると、年寄りが厄介者にというような、こういうことになったらいけないんですよね。やっぱり市長に先頭に立って、この12号の議案のように、今回このきっかけで、先頭に立ってやるっていう言葉が欲しいですね。この質問の最後になりますけど、市長のほうより一言、この件についてお言葉をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　私も長岡地区の住民でございまして、それにそういうあったかふれあいセンター、居場所づくりというのは、これから地域で豊かに生活していく上では非常に重要な施設ではないかと思うところであります。それを各地域で展開するということは、これから南国市として目標として進んでいる方向性でございますので、今後各地区でそういったことができるよう取り組みを進めてまいります。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　どうもありがとうございます。

地元ですから、ぜひ１つのモデルとして、１カ所モデルつくらなきゃ第一歩が進みませんので、長岡地域をまずスタートにして、南国市に広めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次、２問目の質問に入ります。産業振興計画でございます。

私も何回かこの質問はしてきましたけど、産業振興計画10年たって、それなりの成果が出てまいりました。それを含めての質問になります。

高知県は、全国に先駆け人口減少高齢化社会に入り、負のスパイラルのダメージにより、経済市場がどんどん縮小し、年間販売額がこの10年間で２割も減少し、大きな危機感を持ち、高

知県の経済を根本から元気にするためのトータルプランとして、産業振興計画が策定されました。平成21年度からスタートし、地産外商を強力に推進して活力ある県外、海外の市場に高知県産品を売り込むことで所得の拡大につなげて、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を目指すものであります。

産業成長戦略での取り組みは、農業分野、林業、水産業、商工業、観光、食品、移住促進等、291のプランで各分野のさらなる成長を目指してメーンエンジンを強化し、成長の壁を乗り越え、成長を支える取り組みを強化しております。

また、地域アクションプランでの取り組みは、地域性、広域性、行政圏、社会的なつながりにより、県内を７つの地区に区分をし、東から安芸、物部、嶺北、高知市、仁淀川、高幡、幡多、地域ごとに実に236のアクションプランを策定して、さらなる成長を目指して地産外商を強力に加速をしております。

変わろう・変えよう・産業と暮らし、高知県の産業振興計画も３期目に入り、10年が経過して、それぞれの分野とアクションプランで成果が出てまいりました。そこで、南国市の今取り組んでおりますアクションプランについてお聞きをいたします。

まず、還元水を活用した野菜の生産体制の構築とブランド化、なの市・ごとおち市の売上拡大による地域農業の活性化、地元野菜の消費拡大による地域農業の活性化、農園レストランによる地域食材の消費拡大、ごめんシャモ研究会のブランド化、この件については私が深くかかわっておりますので御答弁はようございます、ヤギのミルクの生産体制の強化及び流通促進の事業、地域の特産品づくり、農産物の加工への取り組み、ものづくりサポートセンターを核とする中心市街地の活性化のプロジェクト、また南国市の地域資源を活用した参加型観光の推進についてでございます。

なんでこの質問をするかと申しましたら、10年もたってそれなりの成果が出て、今南国市で何がとり行われているか、もちろん関係課長また議員の方にも再度知っていただき、さらなる強化を願って南国市の産業の発展を強化していただけれるという思いでの質問でございます。

それではまず、この進捗状況について、関係課長さんのほうより御説明を願います。

**○議長（岡崎純男）**　商工観光課長。

**○商工観光課長（長野洋高）**　小笠原議員さんのアクションプランの進捗状況という質問にお答えさせていただきます。

商工観光課のほうで受け持っておるアクションプランが３つあります。

まず、１つ目が地域の特産品づくりということで、こちらにつきましては農産物等の６次産

業化の推進に向けて、地域資源を活用して特産品開発に取り組む組織・グループを育成するとともに、顧客ニーズに沿った特産品づくりを促進するとともに、商品化された加工品の売り込みを通じて地域の魅力を発信することを目的としております。目標値としましては、平成28年度から31年度までの間で累計10品目商品開発をするということで、平成29年度末で３品の実績となっております。課題といたしましては、商品開発はもちろんのこと、販売促進も積極的に行っていただくよう、支援策である中小企業振興事業費補助金の周知を図り、積極的に活用していただく必要があると考えております。

２つ目につきましては、ものづくりサポートセンターを核とする中心市街地活性化プロジェクトということで、こちらの取り組みにつきましては平成21年度からごめんのにぎわいづくりということで取り組みを開始しておりまして、28年度から海洋堂ファクトリーの進出を契機として、関係者が連携してにぎわい創出に取り組むことで、空き店舗の活用を促進し商店街の活性化を図るという現在の内容となっております。目標としましては、平成30年度までの累計空き店舗活用目標数を５軒としており、平成29年度までの実績で、これはイベントでの活用も含めますが、５軒となっております。今後の課題としましては、役割分担を明確にしてものづくりサポートセンターの整備を円滑に進めること、また、同施設を核とした人づくりやにぎわいづくりなどソフト面の仕組みづくりを行っていく必要があると考えております。

３つ目につきましては、南国市の地域資源を活用した参加型観光の推進ということで、地域が誇る史跡資源、長宗我部等を活用したイベントツアーへの参加をきっかけとして、周辺の観光名所、施設への来訪や市内観光への動機づけとなるようつなげる参加型観光を推進していくとともに、ユニークな地名を生かした観光プロモーション、情報発信を行うとともに、主要施設の整備等により、観光客の利便性向上を図ることを目的としております。目標値を主要観光４施設、西島園芸団地、県立歴史民俗資料館、道の駅南国、パシフィックゴルフクラブの年間入り込み客数50万人としており、平成27年度までにはこの目標数値を達成できていたことにより、28年度から目標数値を55万5,000人に引き上げております。年により増減はありますが、例年52万人から56万人の間で現在推移をしております。課題としましては、体験型メニューの充実や観光商品の造成、磨き上げなどを行い、観光客に周遊をしていただく仕組みづくりを行う必要があります。以上でございます。

（「どうも」と呼ぶ者あり）

**○議長（岡崎純男）**　農林水産課長。

**○農林水産課長（古田修章）**　農林水産課でかかわっているアクションプランの取り組みにつ

いてお答えをいたします。

まず、還元水を活用した野菜の生産体制の構築とブランド化についてでございますけれども、株式会社南国スタイルでは次世代ハウスでのパプリカとピーマン、またコマツナ等の葉菜類の還元水を活用した生産に取り組んでおりますけれども、県や南国スタイルで行っている実証試験では効果の実証ができていないこと、また協力農家の拡大などについてが依然課題となっております。現在の販売の状況といたしましては、直販所のかざぐるま市、風の市で還元野菜としての販売を開始しておりまして、平成30年度の現在までの売り上げは157万2,000円となっております。また、例年好評を博している日本トリムのユーザー向けの還元野菜セットの販売も来年１月以降に予定をされているということから、目標売り上げである300万円というのは十分達成できるのではないかという見込みとなっております。今後の還元野菜としての販売額の向上というものは、十分期待ができるものと考えております。この期待に応えるべく、協力農家の増加にあわせて生産体制の拡大、新たな販路開拓によるニーズの拡大を図っているところでございます。

次に、直販所の売上拡大による農家所得の向上についてでございますが、まずＪＡ長岡の直販所である、なの市につきましては経営状況が悪化したこともあり、昨年度赤字部門であったなのカフェを休業し、新体制で経営改善に向け取り組んでいるところでございます。直販部門を強化するため、経営の専門家を交えたフォローアップ会議も定期的に開催しており、経営状況は回復に向かっております。そして、安定的な経営を維持するため、生産者参加型の仕組み、生産者リーダー会を開催するなどの取り組みも始めたところでございます。

また、一時休業していたカフェ部門には、現在地元野菜を積極的に活用した運営者コパンが新たに入っておりまして、こちらも業績として好調を堅持しており、その相乗効果によって業績は上向き傾向となっております。

続きまして、ＪＡ十市の直販所である、ごとおち市につきましては、現在の経営に関しましては厳しい状況ではございますけれども、この状況を受けて最小限のコストで運営できるように必要経費を見直し、赤字幅を縮小させることができました。また、生産者会議等を通じて地域のニーズの把握や生産者とのコミュニケーションに努め、６次産業化アドバイザーを導入し、よりよい店舗づくりに向けた努力をしております。その結果、地元生産者の野菜の売り上げは堅調で、十市地域の産直としての役割を果たすとともに、農家所得の向上につながっております。最近は、南国スタイルが行っている学校給食への地元食材の提供など、地域アクションプラン同士の連携にも取り組んでおります。

次に、地元野菜の消費拡大による地域農業の活性化についてでございますが、まず学校給食配送につきましては、平成24年度から南国スタイルが市内小学校の学校給食や業務筋へ自社栽培した農産物、市内直販所及び地元生産者から仕入れた地元農産物の供給によって地産地消の推進、地域産業の活性化を図っております。実証事業を経て、効率的な配送体制が整った今、さらなる地産地消の推進を掲げて市内生産者の掘り起こしに日々努めており、学校給食への地元野菜の供給率及び業務筋への供給先数も右肩上がりとなっております。今後も生産者と消費者のニーズに即した需要と供給のマッチングを図り、安定的な地元野菜の供給をするとともに、地元食材のＰＲ及び消費拡大に取り組んでいきます。

続いて、農家レストランまほろば畑につきましては、平成22年から地域の豊富な食材を生かし、生産者と消費者をつなぐ場としてオープンした農家レストランまほろば畑でございますが、８周年を経過した現在でも毎回好調な来店者数を維持しており、安定的な運営が行われております。また、まほろば畑が開設されてから、道の駅南国「風良里」の経済並びに観光にも相乗効果が出ております。定期的にチーム会等を開催し、業務改善を図りながら、よりよい店づくりに取り組んでおります。最近では、南国市内の高校と連携したレストランを開催し、若い世代への季節の地元食材を取り入れた食の伝承も継続して行っております。農業の６次産業化のみならず、商工業、観光でも南国市に大いに貢献していると考えております。

最後に、ヤギミルクの生産体制強化及び流通促進事業についてでございますが、川添ヤギ牧場のヤギミルクの生産体制強化につきましては、流通の少ないヤギミルク、ヤギ肉の安定供給を図るため、新畜舎等の整備以降も定期的にヒアリングを行い、フォローアップを継続して行っております。ヤギ頭数は増加しているものの、搾乳量は少なく、売り上げに影響していることが課題となっておりますけれども、10月からヤギの生態に詳しい専門家を産振アドバイザーとして導入しまして、搾乳量増加に向けた取り組みを行っております。また一方では、商談会への出品や視察の受け入れなど、ＰＲ活動や外商活動も積極的に行っていることで、最近はメディアで取り上げられることも増加いたしまして、ヤギミルク、ヤギ肉への認知度、需要としましては高まってきていると考えております。そして、雇用につきましても正規従業員を新たに採用することで生産体制の強化にも取り組んでいるところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　それぞれ御丁寧に詳しく御説明をいただきまして、ありがとうございました。

それなりの10年もたてば効果といいますか、そういうものが出ておるわけでございます。ま

た、運営については難しい点もございますが、農家の所得拡大、それなりにまた来客、いろんな面で大きな効果が出ております。南国市でこの産業振興計画アクションプランが取り組まれて、南国市にそういう産業の大きな効果があることが徐々に出ておるわけでございますので、さらなる力を発揮して、継続をお願いしたいと思います。

本来であれば、経済効果もお聞きしたいと思いましたけど、なかなか数字であらわすのは難しゅうございますので、何かその効果というものがあれば、それぞれ先ほど申し上げていただきましたので、特別な効果があればまた、一つお願いをしたいと思います。よろしく。

**○議長（岡崎純男）**　答弁を求めます。企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　全体の成果ということでお答えをさせていただきます。

先ほど、担当課長のほうより答弁がございました本市のアクションプランにつきましては、全ての事業が南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の施策に掲げられ、いずれも４つの基本目標のうち、基本目標１安定した雇用を創出する、に位置づけをされております。総合戦略では、本市からの人口流出を防ぎ、若い世代が本市に住み続けることができるよう、産業振興による働く場の確保、いわゆる仕事づくりが重要と捉え、取り組みを進めておるところです。

高知県産業振興計画も平成21年度のスタートから10年目に突入しまして、本市のアクションプランも県からの御支援をいただきまして、農業分野では先ほども説明がありましたけれども、直販所の整備や直販所からの学校給食への地元農産物の配送など、地産地消の取り組みは大きく前進をいたしました。また、商品開発におきましては、ごめんケンカシャモの商品化あるいは販路拡大の取り組み、そして新たにヤギミルクの生産体制も整ったところでございます。観光分野におきましては、中心市街地のにぎわいの核となります海洋堂と連携したものづくりサポートセンターの整備計画も進んできておりまして、これらの取り組みによりまして、総合戦略の目標といたします雇用の確保にもつながってきておりますし、新たな産業を生み出すことによりまして、一定の経済効果ももたらすものと考えております。

しかしながら、先ほど進捗状況について説明がございましたけれども、どの事業もそれぞれ課題を有しております。この課題克服に向けましては、事業主体及び関係機関と情報共有を図りながら、丁寧にフォローアップを続け、目標の達成に向け取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　どうもありがとうございました。

それなりに効果も出ておるわけでございます。また、さらなる産業振興計画の評価をお願い

をいたしたいと思います。

産業振興計画の３問目になりますが、当初予算で空の駅の事業の補助金が削除されたわけでございます。削除されたことは、もちろんそれはもうしょうがないことでございます。しょうがないことはございますけど、私が言いたいのは、この空の駅の行ってきた事業ですね、アンテナショップなり、農産物の加工とか販促とかいう、そういう大きな部分を担ってきて、今、それこそ平成21年ですかね、内閣府の空の駅の事業で採択され、そっから始まったわけでございますけんど、当初から補助金頼りでやってまいりました。役員として、副市長また商工、企画、農林水産課の課長が常に会議へ来て、ともに南国市の活性化に向けてやっていこうという大きな思いで、当初から決算的には赤字でしたけど、この赤字の部分は南国市の活性化の部分だから、農林水産課の部分、また商工の部分、企画の部分、これは南国市が応援しなきゃいけないよねということでやってまいりました。

いきなり補助金がとまったので、もちろんその事業がやまったわけでございます。これ、南国市の活性化の部分を応援しようというのがいきなりなくなったんですが、当初からかかわってる副市長、どういう思いですか。ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　副市長。

**○副市長（村田　功）**　空の駅のなくなったことについての御質問でございます。

先ほど申されましたように、協議会は平成21年度から、本市のアンテナショップなんこくまほらを運営するとともに、梅ドレッシングや四方竹商品など、地元農産品を活用した商品開発を行い、外商にも結びつけた経過はございます。

私も農林水産課長就任から協議会の理事として総会に出席し、また副市長として、最後は協議会の副会長の一人として、協議会運営についてほかの理事とともに協議を重ねてまいりました。議論として、市としてアンテナショップの位置づけをどう考えるか、また、商品開発を初めとして、これをどう外商に結びつけるかであったかと思います。

またその前段として、運営主体として協議会組織を実効性ある組織にするため、県等からの支援も受けながら組織体制の再構築や経営改善に向けて協議を続けてまいりました。経営改善の一つとして、アンテナショップを閉鎖し、外商部門を存続させる方向も検討してきましたが、結果として抜本的な経営改善の見通しが立てられず、本年５月には協議会の解散に至りました。これまで協議会の運営に際して御協力いただきました関係者皆様、また今まで取引さしていただきました事業者の皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

この空の駅にかわる新たな組織としては、現時点では具体的な検討はできておりませんが、

行政のかかわる部分、民がかかわる部分を明確にして、これからの商品開発及び外商の推進について、官民が協力してできる方策について改めて検討していきたいと考えております。

今、道の駅南国が独自に四万十ドラマと提携をして、新たな特産品づくり等考えております。道の駅が全てを継承するわけでございませんが、この南国市の特産品づくりについては一定方向性も見えてきておるんではないかなと思っております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　はい、どうもありがとうございます。

いわゆる空の駅が行ってきたアンテナショップ的な役割、商品開発、先ほど副市長からもお話がありましたが、四方竹、梅のドレッシング、さらにジンジャーシロップとか、数々いろんな漬物とか、そういう商品が開発されてきたんですよね。これは産業振興計画の一環でやっておりましたので、先ほどの説明にもありましたように地域の特産品づくり、加工品の取り組み、なかなかこれが先に進んでいかないことになります。何らかの、一つのきっかけをつくっていかないと、この南国市の活性化部分が非常におくれてまいります。

道の駅を使うということはそれはいいことなんですけど、その道の駅って社長が市長ですよね。まあＪＡもかんだり、商工会もかんだり、西島もかんだりしておるんですが、できればそらいいんですが、よく相談をしていただいて、その部分を進めていただきたいと思います。これ本当にやまりますと南国市の活性化部分が非常におくれてまいりますよ。よく話し合って、商工、農林水産課、企画、連携しなきゃだめですよ。せっかく支援してきたものが、いきなりやめて終わりじゃだめです。今、四方竹については、その加工していた会社がやっているようです。また、いろんな商品については引き続き空港ビルが経営しておるようで、引き継いでおりますが、これから連携をして、ぜひ活性化をさらにつなげていただきたいという思いがございますので、ひとつよろしくお願いします。

次に、３問目の質問に入ります。株式会社南国市産業振興機構でございます。

ちょっと内容、南国市産業振興機構の定款に触れて質問に入ってまいりたいと思います。

株式会社南国市産業振興機構。南国市の観光産業と雇用の場を維持するために、平成25年７月に南国市産業振興機構が設立されました。子会社に株式会社西島園芸団地がございます。これは間違いないか、ちょっと後で説明を願いたいと思います。この定款の内容については質問の時間の関係ございますので、ちょっと割愛させていただきたい部分はあります。

第１条、商号は当会社は株式会社南国市産業振興機構と称する。第２条、目的、当会社は次の業務を営む会社の株式、または持ち分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、

管理することを目的とする。機構の目的がこういうことでございます。その内容は観光農園、牧場、レストラン、宿泊施設、キャンプ場、リゾート施設、農畜産物の直販所、経営管理。２として、施設園芸並びに稲作等に関する農業経営。第３条、本店の所在地です。当会社は本店を高知県南国市に置くとありますが、市役所になります、これは。市役所にこの機構の住所がございます、となってます。第４条は公告の方法なんですけど、第５条から12条では、株式に関する発行済み株数の総数、4,500株であります。これは南国市が3,000株、トリムが1,500株、計4,500であります。第13条から20条までは株主総会に関することで、代表取締役は市長であります。役員は副市長、商工観光課長、トリムの派遣社員、当初は５名でございましたけど今は６名になっております。これは法務局の手続をどうかと心配しておりましたが、法務局の手続をしているようです。第21条から26条については取締役、先ほど申した５名以内となってますが、その変更部分をちょっと含めて後で御報告を願いたいと思います。第27条は、事業年度で毎年４月１日から翌３月31日、株式会社西島園芸団地は８月１日から７月31日でございますんで、事業年度の整合性がちょっとずれておるのが気になるところであります。第28、29では、株主等に対して余剰金の配当を行うことができるとあります。附則として、30、31、32、33とあります。

以上が定款の大まかな内容でございます。この内容について、産業振興機構について順次質問をしてまいります。

株式会社、これはお金をもうけるための会社ですよね。役割としては、西島園芸団地の観光産業、雇用産業を支えるためにつくった会社で、お金が当初は給料の貸し付け、立てかえですか、立てかえをして、困ったときに貸し出しをするという会社でございます。これ、通常市民の方が考えたら、非常におかしく見えるんですよね。私自身も実はおかしく見えるんですよ。株式会社、それは第三セクターでやってる会社も行政にはあるんですけど、これ自治法にちょっと触れるところがあるんじゃないんでしょうかね。行政がこういう利益を追求したような内容の定款をつくって、役員がほぼ６人中５人が市の関係者であって、あと一企業が入っておりますけど、これ全部南国市の主導権があるんでしょうね。園芸団地の株数も75％ですかね、そういう主導権があるわけでございます。市民の見方が非常におかしく聞こえるわけであって、まずこの自治法と、その株式会社が適当かどうかというところをちょっとお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　商工観光課長。

**○商工観光課長（長野洋高）**　産業振興機構につきましては、市と民間が出資をする第三セク

ターの会社であり、法的には問題がないかと考えております。ただ、行政が西島園芸団地に対し支援を行うっていうことについては、さまざまな御意見があるかとは思います。また、支援に入るときにもさまざまな御意見をいただいたかと思います。しかしながら、西島園芸団地が南国市の観光に果たす役割、なくなることでの影響を考えた上で設立し、支援を開始したものであり、御理解をいただきたいと考えております。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　御説明をいただきましたけども、市民の皆さんがどう判断するかは市民の皆さんの考え方でございますので。これから質問する中には非常に市民の皆さんに理解ができない部分がございます。

まず最初に、派遣した社員が１人でその経営をしてるような、支配を、管理をしておる状態でございます。この状態というのは、今、日産の偉い会長が、カルロス・ゴーンですか、独裁的な経営をして、また、さきにはシルバーセンターが１人の方が会計をしていたばかりに、農協、漁協、あちこちでたくさんそういう１人の采配を振るってるところが変なことになってるんですよね。そういう心配があると思うんですよ、１人の独裁者が。

そして、もう次の質問も一緒にやらさしていただきますけど、監査委員、これ、この会社に監査委員がいないんですよね。これ、皆不審に思いますよ、１人の方が采配をふるって。監査委員を私たちが何でつけてください、つけてくださいとお願いして、いまだにできておりませんけんど、これは西島園芸団地の風評的な被害になるんですよ。１人でやりよったらおかしいんじゃないというのが、それをなくすために私たちが園芸団地の特別委員会なり、またさらに産業建設常任委員会で申してきて市長にもお願いしたんですけど、どうして構えてくれませんか。そんな難しい問題やないですよ。風評被害を省くためには、例えば、市の市長部局の監査委員でも構いませんよ。それこそ、監査委員がおるということによって、その風評的な被害がなくなってきますので。もうちょっと真剣に捉えてスピード感を持ってやっていただかないと、ますます西島園芸団地、露骨のるつぼへ入っていきますよ。この件について、ちょっと御説明を願います。

**○議長（岡崎純男）**　商工観光課長。

**○商工観光課長（長野洋高）**　監査役の件につきましては、小笠原議員さんが言われたとおり、以前からお話をいただいておりました。監査役の選任につきましては、公平性を持って監査ができる方をということで人選に難航しておったということもあり、現在まで入れれてないというのが現状です。ただ、昨年の西島園芸団地の株主総会において、顧問税理士を会計参与、こ

れも役員として扱いになるんですが、会計参与として選任をしております。顧問税理士にはこれまでも月１度の監査を行っていただいており、また抜き打ちでの調査を不定期に行っていただくなど、精度の高いチェックはしてもらっておりました。会計参与として入っていただくことで、役員として西島園芸団地の経営に対してのアドバイスなどもいただける体制となり、去年の株主総会でひとまずその体制で運営を行うということと決定をした経過はあります。

ただ、引き続き監査役の必要性についての御意見もいただいておることにより、現在、日本公認会計士協会の方から紹介いただいた会計士の方と、できるだけ早期に監査役の選任ができるよう具体的な話を現在進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　監査役を、監査委員を構えていただけるということなんですけど、基本的に顧問会計士の中では監査はできないです。要は会計でございますので、会社の経営の上の会計をしていくのが会計の仕事であって、それは監査委員というのはしっかり構えなきゃいけませんので。早く、もう随分待ちましたので、早く構えていただかないと西島園芸団地がますます風評被害に遭いますので、いち早くお願いをしたいと思います。

それと次に、今期30年度は赤字でございましたので、早速機構から貸し付けを行いました。この内容ちょっと、決算書を見ますと非常に不思議な状況なんですよ。30年度７月31日の時点で3,500万円ぐらいの現金と預金があって、わずか８、９、10ですか、３カ月でいきなり赤字というのは、ちょっとね。園芸団地の１年間の流れみると、最初肥料を買ったり、資材を買ったりっていうのがあるですよね、余りにも金額が3,500万円の2,400万円の売掛金がありながら、約6,000万円近いお金がありながら、いきなり３カ月でポシャるというのは非常におかしい状況でございます。経営というものは計画立ててやるものであって、こういう状況に現金がありながらあうというのはおかしいですが、この貸し付けの基準ってどういうふうにして貸し付けしていますか。ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　商工観光課長。

**○商工観光課長（長野洋高）**　西島園芸団地のキャッシュフローにつきましては、例年、11月、12月ごろが一番手持ち資金が極端に少なくなるっていう形態にはなっております。事業の性格上、そういう形には例年なっております。

昨年度といいますか、29年７月31日、30園芸年度のスタート時には、約6,300万円の手持ち資金があった中で、こういった流れを赤字がない状態で過ごしておりますが、今期につきましては、純利益が、さっきから言うと4,500万円ほど減少した関係がありまして、手持ち金

3,500万円でスタートをしております。3,500万円がこの時期になくなることがおかしいという御指摘ではありましたが、西島園芸団地のキャッシュフローの流れ上、どうしてもこの時期にお金が、手持ち資金が少なくなるというのは、毎年の流れとしてやむを得ない部分ではあるのかなという部分はあります。今回の貸し付けを検討する中では、これから後の経営改善計画、その辺計算書上で改善を見込める計画、根拠を示したもの、また、今回の資金ショートがこの時期一時的なものであり、来年の７月に向けて１月以降は手持ち資金が回復していくことの資金繰りの説明資料が出されております。この資料をもって、来年の７月の返済は可能であろうとの判断で貸し付けを行っております。

また、ほかにも経営改善に向けての計画しておる事業等についても現段階の案として説明は受けておりますが、これについては、これから検討していかなければならないものでありまして、いずれにしても今回出された計画につきましては、限られた時間の中での暫定的な計画であり、機構の株主であるトリムエレクトリックマシナリーからも改めてきちんとした改善計画を示すようにという御意見をいただいておりますので、よりしっかりした改善計画をまとめ、それに向けた取り組みを行わなければならないとは考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　貸し付けの基準をしっかりと精査しないと、あの改善計画を見ますと、ふるさと納税をふやして改善しようとしてる。そして、いわゆる作型をメロンの摘み取り、１個3,000円、2,000円もするものをそう摘み取りするんでしょうかね。もっとしっかりした改善計画を立ててくださいよ。このままじゃ大変ですよ、また来年の10月になったらこういう状況が起きるんですよ。この機構へ約1,900万円、2,000万円近いお金をお返しして、さらに金融機関にお金を返さなきゃいけない、それも2,000万円。さらに１年以内に支払いしなきゃいけない、5,000万円。こういうお金ね、今までの過去に最高の収益を上げないと乗り越せないという状況なんですよ。もう一度しっかりと考えて立て直しをしてください。

次に、この産業振興機構の義務でございます、質問内容は。

この義務というのは、会社の運営をしております。機構には1,500万円の資金がございますので、それで貸し出しをしておるわけでございますが、これ1,500万円、今現在約4,500万円のうちの1,900万円の貸し出しをしておるわけでございますが、さらなるピンチが来ますと、またさらに貸し出しをしなきゃいけない。この4,500万円がなくなったら、これ機構の役割がなくなるんですかね。ちょっとそこをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　商工観光課長。

**○商工観光課長（長野洋高）**　機構のほうからの貸し付けは、資本金、言われたように4,500万円、現在は多少減ってはおりますが、それをもとに貸し付けをしております。貸し付けをする場合には西島園芸団地の改善策等も見ながら、経営状況などにより判断をしなければならないと思っております。資金ショートが起こったからといって、ずっと貸し付けをするのかっていうことを、その都度精査をしていかなければならないとは考えております。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　要するに株式会社ですから、4,500万円の資本金がなくなったら、もう会社は倒産ということになりますよね。そうならないようにぜひお願いをしたいと思います。これ倒産しますと、今まで投資をしてきて市民の皆さんに無理な御理解をいただいてやってきたんでしょうね。どうなります、倒産したら。大変なことになりますよ。最後まで責任持って、西島園芸団地を支えていかなきゃいけませんよ、これは。途中でやめるやいうことをしたらいきません。長く長く、改善できるまで、お願いをしたいと思います。

次に、３番目の株式会社西島園芸団地の経営指導でございます。

これ、西島園芸団地の観光と雇用を支えるためにつくった会社ですよね。単なるお金、人材派遣、これそんなことじゃないですよ。しっかりと経営が再建できるように、当初、私が定款で読み上げた部分にも、観光を支えるいろんな施策がのっておりました。これ市長、お答えを願いたいと思います。どういう指導を行って、人材派遣、お金の立てかえ、貸し付け。あの派遣した職員の方大変ですよ。１人で背負って、随分と御苦労なさってると思います。まだ、その風評被害でいろいろ、監査委員構えんばかりにいろいろ言われて、彼の気持ちになったら大変ですよ、赤字を出して。これどういう指導をこれからしていくか聞かしていただきたいと思います。これなしには南国市は再建できませんよ。よろしくお願いします。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　実際に、今小笠原議員のおっしゃったとおり、南国市からは１人の職員を派遣したという形で今まで行われてきたということでございます。その派遣した職員が立て直しを、経営という部分を担ってきたというところでございまして、今まではその職員のノウハウ、知識によりまして経営を行ってきたところです。それによりまして、今までは黒字も続いてきたということもあったところでございまして、今までその経営について指導というものはしたことはございません。その職員が今後やっていく上で、相談という形で市のほうにしてきたときには相談にも乗っていくと、今までも相談にも乗ってきたところでございますが、その内部の経営ということになりますと、中にいる者でないと実際になかなかわからないところ

があります。ですので、市の職員がそこの中の経営をどのようにやっているか、常にそこにいないとわからないということが実際にはあろうかと思います。そういったことで、経営についてということでしたので、経営については今まで市のほうから指導という形ではしたことがないということでございます。経営指導につきましては、そういったことでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　経営の指導をしたことない、これ定款で私が一番、何で定款を私が言ったかというのは、指導、管理をするというのが大きな役割というところがありましたよね。これ機構はそういうところしなきゃいけないんですよ。それ、派遣した職員はそりゃ人材的にすぐれてるかもわかりませんけど、園芸団地の仕事というのは、いわゆる作物、メロンつくって、トマトつくって、それをよくつくるのが改善策なんですよね。しかし、そのメロンをつくって、スイカつくって、やってきたのは、だめになったのを改善するというのは同じ手法では改善できないんですよ、実は。同じことをすることによって同じようになるというのは、そりゃ当然のことです。改善というのは、一石を投じて、アクションを起こして、ちょっと違った方向で改善、その改善策はしてないということですね。ぜひ、１人の職員が頑張っておりますので、行政としても、担当部署、商工、観光、企画がしっかりとそれをサポートして、関連機関に応援をいただいて再建をしないと再建はできませんので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。そうしないと同じようになりますので。

次に、今まで随分と南国市が補助金を出してまいりました。総額6,480、約6,500万円ぐらいの補助金を出してまいりましたね。これ、補助金はどういう役割、効果を示してきたんでしょうね。ちょっと私、お聞きしたいと思います。高額でございます。この金額、長期借入金も返さなきゃいけないから、そら随分助かっておると思うんですけど。来年度からこの補助金なくなるんですよね。これどういうふうなお考えを持っておるか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　どういった役割を果たしてきたかっていうと、やはり農業施設の改善とか、あと暖房の、チップボイラーとかの補助という形で、そこの光熱水費の事業に対する補助金という形で支援をされてきたということと、あとそこの人員派遣についてのお金につきまして、毎年一定の額、今少しずつ減っておりますが、その金額を支援してきた。その集大成が6,000万円というお金になっていると考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　6,500万円の補助金を出して改善が十分図られたと私は思いません。先ほど申したように、改善策というのは一石投じてアクションを起こさなきゃいけない、その部分が全然ないわけでございまして。これからさらに、この補助金がなくなりますと園芸団地どうなりますかね。今まで6,500万円、わずか５年、トータルしたら毎年高額な補助金が出てるんですよね。これ、しっかりと支援策を考えとかないと大変なことになりますよ。補助金で体力を維持してきたというところがありますので。それはしっかりと協議して関係部署で、続けていただくように。

この支援策が６年目に入りました。どういうふうな方向でいくんでしょうかね。また同じような方向でいくんですかね。私だったら違う策があるんですよ。南国市がずっと継続していくということは、市民の皆さんにお許しをいただけるでしょうかね。また、行政として大丈夫でしょうかね。ちょっとそこな、継続のことについてちょっとお聞かせを、市長お願いします。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　今おっしゃったとおり、６年目に入るということでございます。最初、私の記憶の中では、始めたときに５年とか６年をめどに補助金も出してということで始まったというふうに思ってます。その中で経営改善がどのようになされるかということで、最初は補助金も入れながら、施設の更新しながら、そこの経営損益につきまして黒字を出してきたところであります。今、その補助金、施設の更新の補助金自体はなくなっているということでございまして、これから黒字をどのように出していくかということが非常に大事な時期に、今回は、昨年は台風とか、えそ斑点病とかの病気も出たというようなことも聞いてます。そういったことで、冬も寒かったということで光熱水費がかなりかかったと、燃料費がかかったということもありまして、そういう例年ないことで今回赤字が出たと、発生したということもありまして、一概にこれが黒字にならない、補助金がなくなったから黒字にならないという状況でもないというふうには思ってます。

ただ、今までの借り入れたお金を返していくっていうことにつきましては、どのようにしていくかという考え方も必要であります。幾ら返していくかっていうのは、今後バンクミーティング等で、もう一回考えていただかなければいけないというところがございます。

これからの経営につきましては、やはり市に頼らなくてもそこの経営がなされていくということをもちろん目指さないといけないところでございまして、それが目指せるところまで近づいてきたというふうに私は思っておりました。今後につきましては、いつまでも続けるという

ことではなしに、今後南国市としましてもそこの方向性を見定めて、市としてどのようにこの株式を取り扱っていくかということは今後考えていかなければならないと思っております。

一定、最初に申しておりました６年というめどの年数は過ぎましたので、ここからは自立に向けて、独自の西島園芸団地の経営ということでやっていけるような形を模索しないといけないと思っておるところでございます。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　小笠原議員。

**○１４番（小笠原治幸）**　そういう時期が来ましたよね、とうとうね。６年目になりましたので。いい策を、引き続き観光産業、雇用の場を維持していく策を構えなきゃいけません。施設も昭和47年ですかね西島園芸団地ができたのは、定かでないですけんど。そのころできて随分古くなりました。私も実は農業で育っておりますので、はっきり言いますと、西島園芸団地の大きいあんな３反もある、30アールもあるハウスでメロンつくるの無理なんですよ、実は。だから、そこを考えてメロンつくらないと。30アール全部、100％よけできるということはないですけど、大体西島園芸のメロンって、70％台ちょっとなんですよね。４％ぐらいですかね。悪いときはもっと切るときがありましたけど。これあのハウスでは無理です、メロンつくるのは。大体メロンづくりは、80％から90％ぐらいの間で推移しないと、大体80％、90％のメロンの方はブランド化されているんですよ。だから値段がいいんです。

まあ西島園芸団地は観光農園ですから、1,000円で売れるメロンは2,000円から倍以上で3,000円ばあで売れますよね。そういう利点がありますので、ちょっと努力すれば、メロンは70％台でもいけるかもわからんけど、本来は経営としては成り立ちません。はっきり言うときますけど。もしメロンやるんであれば、また次世代型ハウスをふやして、そういうメロンのよくできるような、大体静岡のメロンなんていうのは100坪、70坪の秀品率上がるようにつくられておりますので、もう一度しっかりと経営内容を見て、立て直しをしないと今までの継続のことでは立て直しをできませんので、はっきり言いますので。さらなるアクションを起こして、先ほどから言っているように経営改善に向かってください。答弁はよございます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（岡崎純男）**　10分間休憩をいたします。

午後２時51分　休憩

―――――◇―――――

午後３時１分　再開

**○議長（岡崎純男）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。21番今西忠良議員。

〔21番　今西忠良議員発言席〕

**○２１番（今西忠良）**　お疲れさまでございます。一般質問、本日最後の登壇となりました。いましばらくおつき合いをいただきたいと思います。社民党の今西忠良でございます。

通告に従いまして、順次質問を行います。

まず１項目は、市政運営とアウトソーシングについてであります。住民ニーズの高度化、多様化や職員定数の削減の中で、進んできた公共サービスの外部化。現在では、単なる民営化や民間委託だけではなく、指定管理者、ＰＦＩの制度を初め、多様なＰＰＰ手法が用いられ、最近ではコンセッション方式の導入によりまして、空港や上下水道など大型のインフラ運営も行われ始めてまいりました。小泉内閣の発足後、日本において急速に進行してきました公営組織の法人化、民営化、いわゆる公設民営であります。

南国市におきましても、幾つかの施設等でアウトソーシングが導入をされています。時代の趨勢とはいえ、導入の経過や進捗の状況、目的、さらには課題等についてまずお聞かせください。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　地方行政サービスの改革に向けましては、平成27年６月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2015を踏まえ、同年８月に総務省より、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項が示されております。その中では、行政サービスのオープン化、アウトソーシング等の推進を一つの柱に位置づけをしまして、定型事務や庶務業務の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、ＢＰＲ手法やＩＣＴを活用した業務の見直しなどを進めることとしております。また、各地方公共団体におけます取り組み状況、方針を統一した様式で公表する取り組み状況、方針の見える化もされておるところでございます。

本市におきましても、平成29年２月に南国市行政改革大綱2017を策定をいたしまして、大きく５つの柱で行政改革の取り組みを進めており、中でも、簡素で効率的、効果的な市政運営の推進におきまして、民間活力の活用を位置づけをしておるところでございます。民間で実施する方が効率的で効果的に業務が遂行できるものは民間に任せることを基本に、行政責任や公平性が確保されることを前提に、行政事務のアウトソーシングや指定管理者等の民間活力の活用を進めることとしております。

具体的には、５カ年の行政改革実施計画に沿って進めておりまして、業務委託におきましては市民課窓口の業務委託でありますとか、分筆登記の土地家屋調査士協会への委託、また中学

校給食の調理、配送業務の民間委託等を行っております。

また、指定管理者制度の導入につきましては、南国市立スポーツセンターを初めとする市内の９つのスポーツ施設の管理につきまして、特定非営利法人まほろばクラブ南国へ、また道の駅南国「風良里」の施設管理につきましては、株式会社道の駅南国へそれぞれ指定管理をしておるところでございます。

今後とも、行政改革大綱に沿って常に事務事業を点検をしまして、民間活力の活用を検討していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　答弁をいただきました。行革大綱に沿ってアウトソーシングに、それぞれ南国市の取り組みの状況もお答えをいただきました。公共サービスを適切に管理をするためには、量と質の両面から考察も当然していかなくてはならないと思いますし、量については客観的な数値情報で確認することができます。その意味では、公共サービスの量は予算によっても比較的容易に管理をできる可能性と一面もあるわけですけれども、予算をふやせば量もふえていきますけれども、財政事情が厳しい今日では、なかなか予算をふやすことも困難だと言えます。

公共サービスは、民間サービスとは異なり、コスト増による品質の向上を図ることは困難でもあります。そこで、公共サービスの量と質の確保、例えば、サービス提供者への規制であったり、事業主体への規制も当然あろうかと考えられます。また、モニタリング制度も含めて、いろんな角度で監視と管理も必要と思いますが、この点についてはいかがですか、お聞かせください。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　公共サービスの管理につきましては、先ほど申しました行政改革大綱2017に基づきまして、市民サービスの向上や業務の点検、見直しなど、行政改革実施計画の進捗状況を確認する形で行っております。年度ごとに取り組みの進捗状況等確認をしまして、必要に応じて実施計画の見直しを行い、一層の行政改革、市民サービスの向上を図ることとしております。

進捗状況につきましては、一般公募委員を含みます南国市行政改革推進委員会にて報告をいたしまして、意見をいただいております。行政改革大綱を策定した平成29年２月の委員会では、住民が必要とし、価値を認めるものは何かを考え、住民から見て最適な行政サービスを提供することが重要であるとの提言をいただいたところであります。

今後におきましても、市民の視点に立った市政運営を推進していくため、行政事務に対する自己評価、また評価に対する行政改革推進委員会からの意見を含めまして、公共サービスの質の確保、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　ありがとうございました。

サービスの質の確保については、自治体みずからが評価をするということも大変重要だろうと思いますし、指定管理者のモニタリング等についても大切かと思います。また、事業主体への規制や施設の規制、あるいはサービスの内容もきっちりと、さまざまな角度から対応していくことが今後も求められると思います。

次に、３点目のアウトソーシングへの評価や課題についてであります。

公共サービスの外部化、民営化の進展は日本の明治以降の行政史を見る場合においても、重要なキーワードとなり得てきたことも事実であります。アウトソーシングとは、本来外部の人的サービスなどに資源を求め、有効活用することにあります。単に仕事を外部に出して安上がりの行政を追求することを意味するわけではありません。しかしながら、現実は安上がりの行政のための手法になっているのではないでしょうかと危惧もするところであります。安上がりであるという意味は効率的な業務運営が追求される場合もありますけれども、多くの場合は、人件費を抑えて同じ仕事をすることに主眼が置かれているのではないでしょうか。公務員よりも人件費が安い外部の人材、すなわち民間労働者を使うことが中心となります。そうした結果が今日の格差社会であり、また一面から考えれば、行政が率先をして格差拡大、安上がり行政という部分に進めてきたというか、加担をしてきたという一面もあろうと思います。たとえ、安くなくとも人件費から物件費に費目がかわることが、人件費を抑制したように見えることにもなるんではないでしょうか。だからもう、こうした面から、人件費を削ることだけが行政改革であるという、それがまた善であるという考え方をも断ち切るという時期にも来ているのではないでしょうか。この件について、行政として進めてきた上での課題や問題点についてお聞かせください。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　一般的にはアウトソーシング、業務の外部委託につきましては、より少ない経費で質の高い効果が得られることを前提に、民間で実施する方が効率的で効果的に業務が執行できるものを民間に任せることが基本であります。どちらかといえば、経費節減のイメージが先行するところでありますけれども、本来、民間活力を活用することでサー

ビスの向上を図るものであります。

指定管理者制度におきましても、民間事業者のアイデアやノウハウを生かし、住民サービスの向上を図るのも目的の一つとされております。指定管理者制度では、行政サービスの質を維持し利用者が安心して施設を利用できるよう、自治体が指定管理者の選定段階から総合的に管理をしていく必要があると考えております。

人口減少に伴いまして厳しい財政状況ではございますけれども、総合計画で定めました南国市の将来像の実現を目指しまして、また行政改革大綱2017に掲げました取り組みを推進することで、市民の皆様にとって最適な行政サービスが提供できるよう、努めてまいりたいと考えております。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　アウトソーシング、指定管理者制度について答弁をいただきましたけれども、関連はするわけですけれども、もう少し角度を変えて質問したいと思います。

長年、地方自治体は、公共事業として設置をした公の施設の管理を行政予算で支えるコストセンターとしての直轄、あるいは出費法人に管理をさしてきました。その上で、一部営繕等の部分委託を競争入札によって民間事業者に仕様発注をする、いわゆる受託管理制度を踏襲をしてきました。しかし、財政難にあえぐ地方自治体にとって、この方式は既に限界にも達したと言えるのではないでしょうか。そうした折に、国の規制緩和の中で行政サービスの民営化の方針のもとに2003年に指定管理者制度が誕生して、それから３年間の移行措置を経て完全実施をして、今日に至ってるわけですけれども。導入当初は発注側にしても、あるいは応募側にしても、それぞれの混乱等もあって出足は鈍かったものの、今日までさまざまな紆余曲折をはかりながら10年以上が経過をしました。しかし、いまだに指定管理者制度が成熟を十分にし切っているか、その機能を果たしているかと言えば、十分ではないかと思います。立法の趣旨に沿うならば、指定管理者制度の活用は単に公の施設管理運営だけではなく、ソフト的な公共事業にも目を向け、また一方では、労働環境にも配慮をすべき、そうした制度へも目を向けるべきだと思いますが、お聞かせください。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　先ほど申しました指定管理者制度につきましては、導入すること、施設の管理を民間に任せるということのみが目的ではございませんので、先ほど議員が言われましたとおり、民間事業者のアイデア、ノウハウをいかに生かして市民の皆様が利用しやすい施設にしていくかという視点が大事でございますし、また今言われました労働環境等も

含めて、市としてきちっとした管理をしていくということを注視して、これからも管理をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　ありがとうございました。

指定管理者制度などアウトソーシングは、行政コストの縮減が最重視をされるものであります。競争主義は人件費の削減につながり、2009年７月でしたと思うんですけれども、公共サービス基本法を施行して、特に労働環境の整備を条文化をして、労働条件の確保とともに労働法令を遵守することが求められてきました。そして同時に、公契約にかかわる従業員の処遇や官に準拠をした人件費の遵守などが強く求められるようになってまいり、働く立場からしても改善は図られてきたのが現状だと、このようにも私は感じております。

次は、４点目については、中小規模の自治体では、アウトソーシングとは行財政改革のはざまであえいでいるというのが本当の現実ではないでしょうか。こうした現状直視をしたら、どういうふうに受けとめているのか、率直にお答えをいただきたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　国は、行政改革の一つの手段としまして、業務の民間委託を活用するように方向性を定め、その代表的なものとしまして、総合窓口の導入や窓口業務の民間委託、また人事、給与、旅費、福利厚生等の庶務業務を集約した上で、民間委託などを進めることとしておるところです。しかしながら、総合窓口の導入につきましては、平成29年４月１日現在でございますけれども、中核市においては22.9％の導入に対しまして、指定都市、中核市以外の市では16.2％の導入となっております。また、窓口業務の委託につきましても、中核市の導入状況でございますけれども、77.1％の実施に対しまして、指定都市、中核市以外の市では27.5％の実施にとどまっておるところです。費用対効果や効率化という側面だけでは小規模の自治体にはなかなかメリットがあらわれにくく、一律で国の進める民間委託が進まないという実情があるということでございます。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　それぞれ分析をして、お答えをいただきました。

関連する質問になろうかと思いますけれども、５点目として、地方自治体の行政改革と国には国の指針、ガイドラインというものがあって、非常にそれに沿った形でものを進めていかなくてはならないという現状もあろうと思いますけれども。この国の指針、ガイドラインとの関係についてはどのように捉えていますか。お答えください。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　繰り返しになりますけれども、国からは地方行政サービス改革の推進に関する留意事項の中で、少子・高齢化等を背景としまして、行政需要が増加することが見込まれる中でも、質の高い公共サービスを引き続き効率的、効果的に提供するために行政サービス改革に取り組むこととしておりまして、ＩＣＴを活用して業務の効率化を図るとともに民間委託等を積極的に活用しまして、そこで捻出された人的資源を自治体として集中すべき分野に充てるよう助言がされておるところです。

本市としましても、限られた財源の中で公共サービスの質を低下させずに業務を継続していく必要があることから、国の考え方に沿った行政改革の取り組みが必要であると考えております。

ただし、先ほど申しましたとおり、自治体の規模によって民間委託することで効率化できる業務、またできない業務がございますので、同規模の他市町村の取り組み等も参考にしながら、引き続き行政改革に取り組み、合わせて市民サービスの向上に努めたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　はい、ありがとうございました。

それでは、次に２項目の水道事業の公設民営化について質問に移りたいと思います。

さきの第196回の通常国会では、安倍内閣によって、働き方改革、カジノ、ＰＦＩを初め、この国の将来を揺るがす大きな問題をはらむ危険な法案ばかりが、数の力によって可決、成立をしてきました。そして今、安倍政権の売国的な公共サービスを外に出すという政策、いよいよ私たちの命とも言うべき水道にまで、その触手を伸ばしてきました。私たちが暮らす地域、全国各地の水道事業では、人口の減少や節水意識、機能の進展に伴う給水収益の減少、さらには施設や管路などの老朽化が深刻となる一方で、公務員の削減政策によって技術の継承もままならない状態の中で進んでおりまして、これからの将来を考えれば、いわば人や物、金のどれもが厳しい状況となっているところであります。

今臨時国会、昨日終了したわけですけれども、自治体が水道事業の運営権を民間に委託をするコンセッション方式の導入を促進をする水道法改正案が、12月６日、十分に審議も尽くされないままに、また多くの国民が反対をしているにもかかわらず、強行に成立をされました。

民営化への道が広がり、自治体は認可を受けたまま、重荷の事業を企業に託すことができるようになるわけですけれども、住民側に立ちますと、料金の高騰やあるいは災害時の対応への

不安がつきまといます。今回の水道法改正に対し、行政としてどのように受けとめておられるのか、その認識と見解についてお尋ねをいたします。

**○議長（岡崎純男）**　上下水道局長。

**○上下水道局長（橋詰徳幸）**　水道法改定につきましては、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足等の水道事業の直面する課題に対応し、水道事業の基盤強化を図るためと認識しております。水道法改定に伴う官民連携につきましては、業務分類としてＰＦＩ事業や公共施設等運営権方式等がございまして、ＰＦＩ事業は公共施設の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方法であり、また公共施設等運営権方式につきましては、ＰＦＩの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営権を委ねる方式として認識しております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　水道法改定案についてです、その方式なり、認識についてお答えをいただきました。今、世界中で都市インフラ整備に関するプロジェクトがめじろ押しであります。世界各地で人口が増加をし、使用する水の量もふえ続けています。今後も、発展途上国を中心に人口がふえ、産業発展や都市化の影響で水不足はより深刻になることも予測をされております。そこで、世界と日本の水事情について、どのように受けとめておられるのかお答えください。

**○議長（岡崎純男）**　上下水道局長。

**○上下水道局長（橋詰徳幸）**　国内の水道事業は、人口減少などで十分な料金収入が得られていない地域の急増や、１日当たりの水道使用料の減少等の水道事業の直面する課題があると認識しております。また海外では、民営化により料金の高騰や水質が悪化した例があり、フランスのパリやドイツのベルリンでも再公営化されております。

南国市におきましては、安全・安心な水の供給と適正な料金設定に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　次に、渇水や洪水など、自然と気候変動がもたらす水問題、岩や土の層から取水をする地下水、取水路がこの50年間で約３倍以上にもなっており、地下水が枯渇をする地域がふえつつあります。南国市は市民への安心・安全の水供給はしっかりと行われていますが、改めて南国市の水道行政と水事情、そして将来展望について水道局長、お聞かせくだ

さい。

**○議長（岡崎純男）**　上下水道局長。

**○上下水道局長（橋詰徳幸）**　南国市の水道水は、地下水をくみ上げ、塩素により滅菌した水を供給しており、水道水の水質基準項目につきましては、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法に従って検査をしております。経営状況につきましては、29年度決算で収益的収支では黒字となっており、収益性における各種指標につきましてもおおむね良好となっております。

将来展望につきましては、現在策定中の経営戦略に基づき、効率的な経営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　ありがとうございました。

次に、命の水は市民の共有の財産であります。公営で守るこの原則についてであります。

水は命の源であり、絶えず地球上を循環をし、大気や土壌等のほかの環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてまいりました。また、水は循環する過程において人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきたことも言うまでもありません。

特に、日本は国土の多くが森林で覆われていることなどにより、水循環の恩恵を大いに享受をし、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化をつくり上げることができました。近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等のさまざまな要因が水循環の変化を生じさせていますし、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への悪影響など、またさまざまな問題が顕著にもなってきました。

持続可能な共生社会のため、水は共有の財産であることは疑う余地もありません。水は公営で守る、こうした観点と立場に立つと到底民営化は困難であり、無理だと私は考えます。この点についての見解をお示しください。

**○議長（岡崎純男）**　上下水道局長。

**○上下水道局長（橋詰徳幸）**　水道事業の民営化でございますが、民間事業への水道施設等の運営権の設定につきましては、現段階では考えておりません。現在、業務委託をしております水源地の水質検査等の民間活用が有効的な業務委託につきましては、今後も活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　ありがとうございました。

水道局長の答弁は、民営化はしないと、民間事業者への水道施設等の運営権の設定等については、現段階では考えてないというお話でございました。

少し私の思いも含めて述べらしてもらいますと、全ての人が生きていく上で欠かせない水の運営権を外資を含む企業に売り渡す本案、水道法の目的である公共の福祉を脅かす事態となりかねないことから、今回の臨時国会の中でも私どもの社民党も反対をしてきたところであります。コンセッション方式は完全民営化でないものの、経営方針や予算立案や執行、人事、メンテナンスの規模等、運営にかかわる全ての権限を民間事業者が持つことになります。民間企業の本質は利潤追求であり、料金の値上げや現場の労働者の人件費のカット、あるいはメンテナンス投資の抑制につながることなどが懸念をされます。株主への配当や役員報酬、法人税なども料金に含まれ、水道事業への十分な投資が行われない可能性もあるのではないでしょうか。

また、利潤が出なければ撤退をするリスクや倒産のリスクもあるわけであります。必要な情報が企業秘密として開示をされなくなることも危惧をされます。事業運営をモニタリングをする人材や技術力の確保も心配をされます。さらには、運営権は投資の対象にもなるわけで抵当権も設定することができますし、金融機関や投資ファンドが抵当権を行使した場合は、また大きな混乱に陥ることも危惧される、さまざまな問題点も秘めておろうかと思います。こうしたことを考えますと、やっぱり命の水は公営が死守をすべきと私は考えますし、先ほど水道局長のお答えをいただきましたけれども、改めて市長の見解をお尋ねをいたします。

**○議長（岡崎純男）**　市長。

**○市長（平山耕三）**　先ほど、上下水道局長がお答えしたところでございますが、やはり民営化ができるようになっても、安心・安全な水を守ると、民営化をすることによって市民の皆様に不安を与えたら、それは元も子もありませんので、そういうことがないようにしていかねばならないということが大前提でございます。

そのためには、今、民営化できるようになったからといって、即座にそういったことを検討するということは今の段階ではあり得ないと考えているところでございまして、今後、安心・安全な水を守っていくという視点で、その民営化、これからどうするかっていうことは状況を見定めながら、また検討することも必要になる時期もあるかもしれないと思うところでございます。今の段階では全く考えておりません。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　水道局長そして市長のほうから、しっかり公営の水を守るという答弁

もいただきました。

次に、国は水需要の減少等で経営が悪化を続ける市町村の水道事業の統合、広域化、共同を推進をし、財政面でも国が財政支援を行う方針というのも打ち出してまいりました。この点については、どのように受けとめになっておられますか。この見解をお尋ねします。

**○議長（岡崎純男）**　上下水道局長。

**○上下水道局長（橋詰徳幸）**　高知県内の水道事業の事業運営や水道施設の計画的整備等を推進するための指針及び共通目標である高知県水道ビジョンを策定するため、高知県水道ビジョン策定検討委員会がございます。広域化、共同化につきましては業務の効率化、職員不足対策のため、業務委託等を広域連携により集約できないか、などが意見に出ております。私も委員の一人として、近隣自治体との緊急連絡体制や今何ができるかについて、高知県水道ビジョン策定検討委員会で意見を述べたいと考えております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

これで水道行政についての質問を終わります。

次に、３項目の自治体の職場づくりとコンプライアンスについてであります。

１点目は、自治体職員の働き方と公務のあり方についてであります。いつも仕事に追われていて、定時に帰りたくても帰れない。効率よく仕事を進めたいけれども、その方法がいま一つつかめない。プライベートの時間を十分に確保できず、心身ともにぼろぼろになってしまう。課せられた仕事を真面目に行っているはずなのに、どんどんとやることがたまってしまい、机の上にも書類や資料がいっぱいたまってくると。また、資料が見つからなくて慌ててしまうときもあると。それから、資料を整えても上司から違うんだと言われたこともあると。きょうも残業、プライベートの時間を確保する余裕もなく、心身ともストレスがたまる日々。そして周囲を見渡すと、残業するのはいつも同じメンバー。仕事がつらい、苦しいと思ったことは当然一度や二度ではないと思いますけれども。できれば仕事をもっと効率的に進め、やるべきことをきちんとやった上で残業はせずに結果を出したい。それは、多くの職員、皆が考える、抱いている本音ではないでしょうか。

子供たちや家族との時間も少しでもつくりたい。理由はさまざまですけれども、若い内は体力勝負で乗り切ることもできるわけですけれども、いずれ自分自身も仕事のスタイルを再考する必要に迫られる時期も来るのではないでしょうか。こうしたときに、仕事のコツや工夫の仕方を教えていくのが仕事のできる先輩や上司ではないでしょうか。常に効率化も求めていき、

考えていきで、仕事の進め方を見直していくことも大事で、そのことによって残業も減ってくるのではないでしょうか。

そうした観点から、職員の働き方と公務のあり方についてどのようにお考えか、お聞かせください。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　職員の働き方につきましては、９月議会でも浜田和子議員からも御質問をいただきましたけれども、働き方改革の中で公務員につきましても例外なく、働く環境を整備するということが必要になってきております。

ことしの人事院勧告では、働き方改革と勤務環境の整備として、超過勤務の上限を原則一月45時間、１年360時間、他律的な業務の比重が高い部署は一月100時間、１年720時間とされました。これには、一月100時間というような過労死ラインという部分では賛否もあろうかと思いますけれども、こういったように公務員職場、自治体職員も含めまして、職場環境の改善に努めなければならないとなっております。そういった部分では職場内での協力体制とかいうようなことも必要になってくるというようなことで、これからは職場環境の改善に努めていかなければならないというふうに考えております。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　労働時間にも触れて、働き方改革についてお答えもいただきました。

次に、行政組織における目標は、自治体としての目標あるいは課の目標、係の目標、そして個人の目標と細かく分かれていると思います。本来はその組織目標の達成度合いにより、成果が決定をし、一定の人事考課もそこに発生をすると思います。しかし、公務員は仕事の成果と給与などの評価が民間企業のように密接に結びつかない面はあろうかと思いますので、なかなか目標を意識することが少ない実情にもあるのではないでしょうか。

特に、若い職員のうちは個人の目標が先行するという状況で、組織全体の目標を見失うこともあるのではないでしょうか。そうした中で情報を共有をしてチーム力を上げていく、報・連・相で信頼される部下になることも大事だろうと思いますし、また的確な指示で組織をうまく回していくことなど、仕事の質を高めるというチーム力がアップをしていくと思われますが、この点についてはどのようにお考えですか。お答えください。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　御指摘いただきましたように、チーム力の向上につきましては、各部署における意思疎通、コミュニケーションの重要性を改め

て認識する必要があると思います。議員さん言われましたけれども、各職場での目標、これの設定、それは職場であり個人であり、そして特に職場の目標設定が明確化されること、そしてその目標に向けての意思統一と進捗管理、こういったことの徹底を図るために、日ごろから課内会でありますとか、係会でありますとか、そういったものを開催して、それを通じて職員個々のチームとしての意識を高めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　ありがとうございました。

次に、少しメンタルヘルスとかメンタルサポートについてなんですけれども、仕事で落ち込んだり、いらいらすることは誰にだって当然あるわけですけれども、またプライベートで悩みを抱えていることもあるのではないでしょうか。そんなときは、できるだけマイナスの感情を出さずに、プラス思考で物事、仕事に取り組む。それにはどうしたらよいのかということがあるわけですけれども。事実や出来事を多面的に解釈をして、物事を一歩引いて見る癖をつける、完璧主義よりは最善主義でいく、つらい感情は工夫次第でコントロールもできるし、とにかく自分にとって得になる感情を選択していくなど、みずからつくり出すことが問われると思いますが、メンタルマネジメントについてはどのようにお考えですか。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　議員さんが言われましたような、前向きというような考え方になればなかなかいいんですけど、実際には仕事に追われて落ち込むということもあると思います。メンタルヘルスにつきましては非常に難しい課題というふうに思っております。やはり職場の中での助け合いということも必要だろうというふうに思います。

本市では、メンタル疾患で休まれた方に対しましては、職場の上司と総務課担当が、本人とそれから主治医と面談をして復帰させるようなことにも取り組んでおりますし、しかしながら、なかなか未然に防ぐという部分では難しいいうところで、やはりそういう部分では日ごろからの職場内での意思疎通、コミュニケーションを高めていくっていうのがお互いのメンタル面でのケアになるんじゃないかなというふうに考えます。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　はい、お答えをありがとうございます。

次、４点目の三方よしの職場づくりでありますけれども、自治体の管理職の役割として、やはり組織内のマネジメントだけではなく、組織の垣根を越えた共同のマネジメントが必要と考

えます。連携を阻害する要因の多くは、人と人のかかわり方にあると思います。管理職には、その解消のために組織や立場の違いを超えて思いを共有をし、ともに学びあう場を意図的に仕掛けることがまた大事だと思いますし、また役職の一つでもあろうかと私は思うんですけれども。そういう観点に立って、職員がよくて組織がよくて地域がよしの三方よしの職場づくりについての見解というか、これからのお気持ちも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　三方よし、職員よし、組織よし、そして地域よしというようなお言葉でしたけれども、御指摘のとおり、管理職のマネジメント能力っていうのが非常に求められているというふうに思います。それには先ほども申し上げましたけども、日ごろから部下との意思疎通を図って情報共有を図る。そして、各部署でそれぞれの目標達成に向けて、時には業務の優先順位をつけるとか、部下に指導、助言を行うとともに、部下の考え方を聞き、適切なアドバイスを行っていくというようなことで、職場内のマネジメントは図っていけるんではないかなというふうに思います。

そして、議員さんが組織を超えての取り組みということですけれども、やはり管理職のマネジメント力の中には、各部署の連携を図っていくということも重要であると思います。そういった部分で横の連携、横の情報共有ということも必要になるというふうに思います。いずれにしましても、気軽に相談できる、そして安心して職務を遂行できる、そういった風通しのよい職場づくりを心がけていかなければならないのではないかなというふうに思います。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　はい、ありがとうございました。

次に５点目になるわけですけれども、コンプライアンス研修についてであります。

研修は、みずから学び、気づき、行動を展開していくことにあろうかと思います。職員一人一人が公務員の基本に立ち返りながら、法令を遵守をし、適切な業務遂行が当然求められるわけですけれど。今回もコンプライアンス研修があったようですけれども、研修の意義や目的、そしてここ最近、不祥事というのも非常にあったわけですけれども、その事例を含めての対応、今後の課題、そして危機管理体制、危機管理意識の向上等についてはどのようにお考えしながら、この研修の意義も生かしながら行政に生かしていくか、その点についてお答えください。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　コンプライアンス研修につきましては、去る10月16日、17日の２日間で計３回、同じ内容で人づくり広域連合の事業を活用いた

しまして研修を行いました。これの目的というのは、やはりコンプライアンス、法令遵守を目指すということですけれども、発端になったのはやはり前副市長の件があるんですけれども、それがなくても、日ごろからコンプライアンス研修は必要であったというふうに思います。

３回で延べ210人の職員が参加するということで、一定の達成はされたというふうに思っておりますけれども。講師の先生からの不祥事の紹介ですけれども、アダルトサイトへのアクセス、これを周囲も知りながら放置していたこと、あるいはタクシーチケットの預けというそうですが、自由に使えるようになっていたことなどが上げられておりました。また、適切な事務処理をしていなかったため、固定資産税の過徴収でありますとか、下水道料金の徴収漏れなどの事例も紹介されておりました。これらの背景には、自分への甘さや業務のチェック不足、危機意識の弱さ、あるいは住民の目の軽視など、さまざまな問題があるということが指摘されておりました。

こういった面で御指摘いただきました危機管理意識ですけれども、今回のコンプライアンス研修の講師の方が言われておりましたけれども、職員自身の問題、それから管理監督職の問題、そして制度の問題、３つの問題があるというふうに言われておりました。職員自身の問題といたしましては、自分に厳しくあり、このくらいはいいやとか、見逃し、見過ごしは絶対にしない、このことが大切であるということでございました。また管理監督職の問題といたしましては、組織の目標の完遂、強いリーダーシップとマネジメント力が必要ということで、率先垂範しなければならないということを言われておりました。そして３つ目の制度の問題ということですけれども、諸制度、規定、仕組みの中に不祥事の原因となるものはないかのチェックが必要ということでした。制度運用が形骸化して実態と乖離していないか、そういったことが起こっていれば、それは暗黙裏に規定外を容認していくことにつながるというような御指摘がございました。

今回の研修で、本当にさまざまな面で御指摘いただいて勉強させていただきましたので、いま一度、そういった今回研修で学んだことを検証しながら、南国市もコンプライアンス、法令遵守に努めていく必要があるというふうに思いました。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　総務課長のほうから研修の中身について詳しく、あるいは成果についても述べていただきました。

コンプライアンスの私の質問、関連と連動ばっかりするわけですけれども、次もう一点、６点目については、行政職員は常に公務のあり方が問われている、先ほどもあったわけですけれ

ども、公務員一人一人が行政を代表しているという自覚や自負のもとに仕事をしていると思いますし、行動もしていると思います。そうした面で、服務の基本と公務員の心構え、先ほどとも連動はするかと思いますけれども、この点についてはいかがですか。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　やはり、研修を重ねていくことが非常に重要であるというふうに思います。職員一人一人の意識の向上が不可欠でありまして、そのためには研修を繰り返すとともに、職場全体の風土づくりを行っていかなければならないというふうに思います。そういったことで、公務員の心構えにつなげていくということが重要だと思います。

今回の研修で、講師の方が言われておりましたが、一番最初に公務員のあり方として言われたのが、南国市を愛しているかという言葉でした。講師の言われたとおり、どこよりもすばらしい南国市にしようという思いを持って取り組むことが南国市の職員として当たり前のことですけれども、法律や制度の中で業務を遂行していく間に、つい忘れがちになってしまっているのではないかというふうな面があろうかというふうに思います。そういった部分では、改めてそういった気持ちを職員に持たせるというような取り組みが必要になってくるというふうに思います。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　はい、ありがとうございました。

次の質問なんですけれども、市民との信頼関係というのが非常に大切なわけですけれども、価値観の一層の多様化と権利意識が今日非常に高まる中で、職員に対する市民の関心というか、そういう目というのが一段と高まってきているというのが今の現状だろうと思います。公務に携わるものとしての基本的な対応、働く者が遵守すべき基本のルールの実行がおろそかになってはいけないと思いますし、市民との信頼関係が地域をつくり、市民とのきずなも深まっていこうとこのようにも思いますが、この件についてはどのようにお考えかお答えください。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　市民からの信頼ということでございますけれども、言われましたように、住民ニーズが多様化して権利意識が高まっていく中での職員に対する市民の目線というものは、常に意識して取り組む必要があるというふうに思います。また先ほども申し上げましたけれども、やはり南国市をよくしようと、南国市民のためにという基本を忘れることなく、日々の業務に当たるというように全職員に徹底していかなけ

ればならないというふうに思っております。

市民の信頼を得るためには、やはり職員として誇りを持って取り組んでいくことが大事であるというふうに思います。市民目線を意識して、市民の方から仕事をしていく中でお褒めの言葉をいただいたり、お礼の言葉をいただいたり、そういったときはとてもうれしく感じますし、そういったことが仕事に対する自信にもつながっていくのではないかなというふうに思います。そういった意味で常に市民の目を意識するということで、それぞれの市民の方が来庁されたときに何を目的に来られたのかということをしっかり話を聞いて、考え得る方策を検討していくと。そういったためには、やはりそれぞれの職員が知識を身につけていくということも大事であるというふうに思います。市長が就任の際に自己研さんということを職員に向けて掲げられておりました。そういったことが非常に今後重要になってくると、当然のことでありますけれどもなかなかできない部分もありますので、そういったことを常に意識して取り組んでいく必要があるというふうに思います。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　ありがとうございました。住民との関係、住民との信頼関係、信託がここに生まれてくるわけですので、そうしたことによって行政職員の住民サービスが市民、住民にしっかりとつながっていくし、受け入れられていると思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

総務課長に通告をした最後の質問になります。

活性化をした職場にするには、組織の目標、課題に必ず到達をする組織等でなければならないと思います。そのためには目標、方針の明確化と情報の共有化が一番重要になろうかと思いますけれども、職員を含めて、課もそうなんですけれども、全員の強い使命感、責任感がやっぱり一番求められてくると思います。風通しのいい、そして活性化をした的確な業務運営に対する指導なり、この間の研修も受けて、その点についてをお聞きしたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　総務課長。

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（西山明彦）**　今回のコンプライアンス研修を受けて、実は昨日、講師の先生から感想というのが人づくり広域連合に届いて、それが市のほうに届きました。講師の先生の感想ですけれども、なかなか真面目に聞いていただいたというような中で、１点だけ私が講師の先生の感想を読んで気になったのが、若い男性職員の意識がちょっと低いというようなことが感想にありました。そういった面では、やはり我々先輩といいますか、職場の先輩といいますかが意識して若い者を育てる、そういった意識を持たせるとい

うことが非常に重要かなというふうに思います。

市民ニーズに対して的確な業務の遂行について、なかなか職場の活性化も含めて一足飛びには実現が難しいとは思いますけれども、ずっと述べてまいりましたとおり、常に市民目線、そして南国市のためにということを意識して日々の業務を遂行していくこと、また、そうできるような職場環境、職場の風土をつくっていかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　今度の研修も含めて、職員のあり方なり職場の風紀も含めて、総務課長のほうからお答えをいただきました。真面目に聞いていただいたというお答えだったようですけれども、若い男性職員がというのは少しびっくりもしましたけれども、さまざまな角度からお答えをいいただきましたし、この研修なり、日常の職場の風紀というものを毎日のように研さんをしながら次につなげていくという姿勢をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後になりますが、駐輪場の管理・運営についての質問に移ります。

通学や通勤、さらにはパーク・アンド・ライドなど、さまざまな手法によって、公共交通等へのアクセスや利用の促進、そして利便性の向上に御尽力をくださり、敬意を表するところであります。そこで、南国市の建設課の管理をする駐輪場は、現在、市内に何カ所あるのでしょうか、お教えください。

**○議長（岡崎純男）**　建設課長。

**○建設課長（西川博由）**　お答えします。現在、建設課で管理しております駐輪場は、ＪＲ後免駅の南、南西ですが、260台収容可能なところで、ほぼ常時満杯の状態でございます。それと、後免駅の北側、ここについては200台収容可能で、常時大体60台を利用されております。及びＪＲ土佐長岡駅の北側に50台駐車可能な駐輪場を構えております。こちらについては、ほぼ20台ふだん使われております。その３カ所でございます。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　市の管理をする駐輪場はＪＲ後免駅の北と南、長岡駅の北側の３カ所というお答えでありました。

日常の管理とか点検、見回り等については、どのようにされているのかお聞かせください。

**○議長（岡崎純男）**　建設課長。

**○建設課長（西川博由）**　後免駅南側の駐輪場については、非常にふだんから混雑していることもありまして、育成センターの協力によりまして、毎週放置自転車の確認をしております。

後免駅の北及び土佐長岡駅については、駐車数も少ないため、随時ということで大体２週間に１回、かっちり決めておりませんが、見回りをするようにしております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　はい、ありがとうございました。

南国市自転車駐車場の設置及び管理並びに自転車の放置の防止に関する条例に基づく、違法駐輪、放置自転車の対策等については、どのように行われてますかね。

**○議長（岡崎純男）**　建設課長。

**○建設課長（西川博由）**　放置自転車の対応につきましては、見回りの結果、１カ月近く放置されておる自転車につきましては警告書を張り、警察に盗難自転車ではないかの照会をした後、３週間その場におきます。その間に所有者が回収をしない場合には、後免駅北の駐輪場の一部を区切って保管場所にしておりますので、そこへ移動しております。後免駅北、土佐長岡駅の放置自転車についても同様の対応をしております。保管場所へ回収後は、まとめて年二、三回公示をし、公示というのは６カ月間でございますが、その後まとめて廃棄処分をしております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　はい、ありがとうございました。

次に、南国市には都市公園が大小150カ所ぐらいはあろうかと思います。都市公園には、しかし駐輪場としては明確なスペースとかはとってないと思いますけれども、公園にも違法といいますか、放置自転車等はあろうかと思いますけれども、それに対しての対応は、どのようにされているのでしょうか、都市整備課長にお答えをいただきたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　都市整備課長。

**○都市整備課長（若枝　実）**　放置自転車の対応策につきましては、先ほど建設課長が申しましたとおり、南国市自転車駐車場の設置及び管理並びに自転車の放置の防止に関する条例に基づきまして処理をいたしております。直近の３年間でございますけれども、植野公園で１台、神母公園で１台、蛍が丘公園で１台、合計３台の放置自転車を撤去しております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　現状はわかりました、ありがとうございます。

次に、土佐くろしお鉄道のなはり線にも駐輪場があるわけですけれども、後免町駅と立田駅についての対応は、どのように今日までされてきたのでしょうか。企画課長にお答えをいただ

きたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　企画課長。

**○参事兼企画課長（松木和哉）**　土佐くろしお鉄道の駐輪場としましては、後免町駅にはフレンド幼稚園の南、市道を隔てた敷地にごめん・なはり線利用者のための駐車場を設けておりまして、その敷地内に駐輪スペースを設けております。また後免町駅の階段下、また立田駅の階段下も自転車の駐車スペースとして利用はされておりまして、この場所への放置自転車の対応につきましては、企画課にて行っておるところです。定期的に見回りを行っておりまして、放置自転車につきましては、先ほど建設課のほうから答弁がありましたとおり、南国市自転車駐車場の設置及び管理並びに自転車の放置の防止に関する条例に基づき対応をしております。以上でございます。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

次に、通学、通勤者もおろうかと思いますけれども、雨の日は大変悩ましいことと思います。上屋もなくて、雨のとき来てかっぱの脱着といいますか、着たり脱いだりという、大変苦労されているという実態にあります。ＪＲ後免駅北側の駐輪場への上屋の設置を強く求めたいと思いますけれども、この点、建設課長いかがでしょうか。

**○議長（岡崎純男）**　建設課長。

**○建設課長（西川博由）**　実は、この質問があるということで、沿線の状態をちょっと確認させていただきました。ＪＲ高知駅の駐輪場につきましては、駅舎の改築の際に高架下のスペースに高知市が設置しておりまして、ぬれないということになっておりますが、ほかの沿線の駐輪場については屋根が設置されてないというのが現状でございます。

現在、建設課の管理している３カ所についても、現在は設置する予定はございませんが、今後周りの状況等を踏まえて設置の可否とか、財源等についても研究していきたいと考えております。以上です。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　上屋というか屋根の件について建設課長の答弁をいただきましたが、ＪＲの高知駅は高架下に設置をしていると。しかし、高知の沿線の近隣駐車場には屋根がないという今答弁だったと思います。だから、南国市の管理する３カ所の駐輪場についても上屋を今設置をする予定がないという答弁でしたので、今後周囲の状況を見て決めたいと、あるいは財源も研究をしていきたいという、ちょっとやらないというような答弁に受けとめたわけです

けれども、少し昨年の３月の議会での土居恒夫議員のやりとりがありました。

ＪＲ後免駅の南駐輪場の屋根の問題がこのとき出てくるわけですけれども、このときの質問の趣旨は、都計道路とＪＲ後免駅の再開発がらみの質問だったと私は受けとめております。少し答弁書も見せてもらったんですけれども、都計の関係ですので若枝都市整備課長の答えがありまして、駐輪場は都市計画変更の概略設計には入っていないので現行では駐車場はそのままですという答弁でした。それを受けて、前橋詰市長も関連をして答弁をしておりました。橋詰市長の答弁は自分の汽車通学のことに触れて、山田駅へ行って、当時は後免駅もそうなんですけれども、それぞれの民家を中心に自転車をおく場所がいっぱいあったわけですよね、まあ有料だったと思うんですけれども。そういうことに触れながら、ＪＲ四国の高松本社にも、これだけじゃないんですけれども、出向いたときに駐輪場の設置等についてやりとりをしたそうです。そしたらＪＲ側の答えは、経費は全て南国市持ちということを初めて知ったと前市長は驚いて答弁をしておりました。当時、西駐車場というふうに言ったと思うけど、南国市の規定の中では南駐輪場と言うと思うんですけれども、市長の答弁では現地も調査をし、子供たちの自転車がせめてぬれないように対応はしたいと思いますのでちょっと待ってください、というのが昨年の３月だったと、答弁でありました。この答弁から１年半以上が今経過をしたわけですけれども、今の答弁では何も進んでこなかったこの１年半だったように思いますが、いかがでしょうか。

それともう一点。財源については研究をしたいとのことでしたけれども、ふるさと応援基金の活用も緩和をされて緩やかにもなりましたし、しかしどういう事業を選択をして、またどういう目的で、あるいは優先順位がどうなるのかもあろうかと思われますけれども、財源の捻出等について財政課長の見解というか思いがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

**○議長（岡崎純男）**　財政課長。

**○参事兼財政課長（渡部　靖）**　駐輪場の屋根ということで、その財源にふるさと応援基金の活用というような提案であったと思います。ふるさと応援基金につきましては、今議会におきましても修正するということでの議案として上程もさしていただいておりますが、そもそも個別の事業をターゲットにというような形では現状ではやっていない形にはなっておるので、このためにという形では使用しにくい。あくまでも、その分事業目的に合った一般財源のすけというような形になろうかとは考えております。

あくまでも、この事業が担当課におきまして優先的に取り組まなければいけないかどうか、そこら辺の判断の中で財源といたしますか、一般の事業としても今現在も当初予算に向けて財

政係ではヒアリング査定をしておりますので、そういった中で、一般の事業として通常の事業として予算計上するかどうかの判断、そういったものは検討していく必要があるのかなということにはなろうかと思います。

財源という形というよりも、あくまでも必要な事業として、そこを担当課としてもどのように今後優先的にやってくかどうか、そういったことを検討していただきまして、それを踏まえて財政課としてもあわせて検討さしていただきたいというふうには考えております。

**○議長（岡崎純男）**　今西議員。

**○２１番（今西忠良）**　突然、財政課長に答弁を求めましたけれども、なかなか個別対応というのは無理な面もあろうかという少し苦しい答弁でもあったようにもありますけれども、必要な事業として捉えていくということですので、来年度の当初の予算、あるいは補正等に向けてよろしくお願いをしたいと思います。

先ほども述べましたように、昨年のこれ３月議会だったと思うんですけれども、先ほど紹介をしましたように、土居恒夫議員とのやりとりの中に前市長の前向きな答えもありましたし、そういうことを含めて、建設課も含めながら、これがかなうような形の方向をぜひ確立をしていただきたいと思います。

それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。以上で私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございました。お疲れさまでした。

―――――――――――――*―――――――――――――

**○議長（岡崎純男）**　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（岡崎純男）**　御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会をいたします。

御苦労さまでした。

午後４時17分　延会